

官報

号外

平成五年十二月八日

○第百二十八回 衆議院會議録 第十二号

平成五年十二月八日(水曜日)

議事日程 第十二号

平成五年十二月八日

午後二時開議

第一 自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

平成五年度一般会計補正予算(第2号)

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)

日程第一 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出)

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号 平成五年度一般会計補正予算(第2号)外二案

午後七時三十四分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○井奥貞雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)、平成五年度特別会計補正予算(特第2号)、平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)

○議長(土井たか子君) 平成五年度一般会計補正予算(第2号)、平成五年度特別会計補正予算(特第2号)、平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括して議題といたします。

2号)、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長山口鶴男さん。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 ただいま議題となりました平成五年度一般会計補正予算(第2号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。一般会計予算については、歳出において、去る九月に決定された緊急経済対策を実施するための緊急経済対策関連経費及び冷夏による水稲等の被害に対する冷害等対策関連経費を追加するほか、義務的経費の追加など、特に緊要となった事項について措置を講ずるとともに、N・T・T事業償還補助及び国債整理基金特別会計への繰り入れなど、合計六兆三千八百二十一億円を追加計上いたしております。

他方、地方交付税交付金の減額、定率繰り入れ等の停止による国債費の減額及び既定経費の節減により、合計五兆六千七百三十四億円の修正減少を行うこととしております。

歳入においては、租税及び印紙収入について、五兆四千七百七十億円の減額を計上する一方、その他収入の増額、建設公債の追加発行により六兆一千八百五十七億円を追加計上いたしております。

この結果、平成五年度一般会計第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも、第一次補正後予算に對し、七千八百七十七億円の増加で、七十五兆二千五百二十二億円となっております。

特別会計予算につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計など二十一特別会計について、所要の補正を行うこととしております。

また、政府関係機関予算につきましては、国民金融公庫、中小企業金融公庫等五政府関係機関について、所要の補正を行うこととしております。

この補正予算三案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、十二月一日藤井大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、同日から本八日まで質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしたものであります。

質疑は、我が国経済の現状と今後の見通し、所得税、政策減税の必要性、景気浮揚としての土地住宅政策、不良債権の処分等金融政策、中小企業対策の拡充、補正予算の景気浮揚効果及び提出がもたらした理由、平成六年度予算編成のあり方、地方財政のあり方、公共事業予算配分の見直し、新社会資本の整備、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉と米の市場開放、ゼネコン汚職の実態と今後の捜査見通し、公共事業の入札制度の改善、首相の一億円借り入れ問題、防衛庁長官の憲法論議発言等、国政の各般にわたって行われたのであります。

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号 平成五年一般會計補正予算(第2号)外二案

すが、その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本日質疑終了後、自由民主党・自由国民會議及び日本共産黨から、それぞれ平成五年補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明が行われました。

次いで、補正予算三案及び両動議を一括して討論に付したところ、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党及び民社党・新党クラブを代表して後藤茂君から政府原案に賛成、両動議に反対、自由民主党・自由国民會議を代表して野中広務君から同党提出の動議に賛成、政府原案及び自由民主党・自由国民會議提出の動議に反対の意見が述べられました。

討論終了後、採決の結果、両動議はいずれも否決され、平成五年補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 平成五年一般會計補正予算(第2号)外二案に対しては、橋本龍太郎さん外五名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。衛藤征士郎さん。

平成五年一般會計補正予算(第2号)、平成五年特別會計補正予算(特第2号)及び平成五

年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

(本号末尾に掲載)

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 私は、自由民主党・自由国民會議を代表して、平成五年第二次補正予算三案につき政府が撤回のうえ編成替えを求める動議について、提案理由及び概要を説明いたします。

今回の我が国経済の不況は、戦後最長、最大の規模となることと確実であり、景気回復の兆しは全く見られません。急激な円高の進行や、未曾有の長雨、冷夏などの異常気象による影響が、一部回復に向かっていた景気の動きに、文字どおり水を差したことも事実であります。景気の現状は、政府や民間の調査機関の予測以上に厳しく深刻であります。今こそ、早急な対策を求める国民の期待にこたえ、景気回復に万全を期することが現下の最大の政治課題であります。

我が自由民主党は、九月九日に緊急総合経済対策を決定し、景気対策の速やかな実施を求め、さらに十一月五日に第二次補正予算の早期提出を求めてきたところであります。しかるに、政府は、我が党の要請後二カ月余も経過した十一月末になつて、ようやく平成五年第二次補正予算を提出されたのでありますが、景気の現状に対する認識不足の補正予算であり、不況対策としてその規模、内容とも極めて不十分なものと言わざるを得ません。

よつて、政府は、平成五年第二次補正予算等を撤回し、以下の重点事項を追加し、施策の充実を図るよう組み替えるべきであります。(拍手)

組み替える重点事項は以下のとおりであります。

まず第一は、公共事業費の追加であります。一般公共事業関係については、特に住宅、上・下水道、農業集落排水、廃棄物処理施設、生活関連道路等の生活環境整備関係事業に重点を置いて事業の推進を図ることとあります。

施設費については、従来から基盤整備を強く求められている教育施設、病院、社会福祉施設、研究開発施設に重点を置いて施設設備の整備を図ることとあります。

第二は、厳しい経済情勢のもとで苦境に立たされておる経営基盤の脆弱な中小企業に対する施策であります。

特に資金繰りが悪化している中小企業の経営安定を図るため、中小企業金融公庫、国民金融公庫等に対する出資の追加を行うことにより、中小企業運転資金支援特別貸付制度及び緊急経営支援貸付制度の一層の拡充を図ることが必要であります。

また、現在の金利水準は確かに低くなつておりますが、過去の高い金利水準のときに借り入れた資金については、中小企業者はその金利負担に非常に苦しんでいるのが実態であります。このため、中小企業金融公庫、国民金融公庫等における六・八以上の高金利の既往の貸付残高について、一割の金利を減免し、金利負担に苦しむ中小企業の経営の安定を図ることとし、中小企業金融公庫、国民金融公庫等に大幅な出資を追加することとあります。

以上が動議の概要であります。

議員各位の御賛同をお願いし、私の説明を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより、補正予算三案に対する討論と、動議に対する討論を一括して行います。順次これを許します。高木義明さん。

〔高木義明君登壇〕

○高木義明君 私は、お許しを得て、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党及び民社党・新党クラブを代表して、ただいま議題となつております平成五年一般會計補正予算外二案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、賛成の第一の理由は、今日の緊急課題である不況対策が柱となつておることとあります。今、日本経済は深刻な不況に直面しております。パウル崩壊の後遺症が予想以上に大きく、円高基調や冷夏、長雨なども影響して、景気回復の兆しが見えないどころか、底割れの危機さえ危ぶまれておるのであります。今年四月から六月の実質GNPの伸び率は年率でマイナス二・二%となり、七月から九月、そして十月から十二月もマイナスになるとの予測があります。

設備投資も消費も落ち込み、とりわけ国民生活に一番関係の深い雇用情勢が日増しに悪化しております。十月の有効求人倍率は〇・六七と八七年六月の、また失業率は二・七%と八八年二月以来の水準となつております。中高年層の再就職は至難のわざとなり、新卒者も厳しい就職難に直面しております。ブルーカラー、ホワイトカラーを問わず、サラリーマンの間で雇用不安が高まつてお

り、仮に景気が回復したとしても、今後は雇用調整がますます進むという見方もあります。

また、中小企業を中心とした倒産件数も十月は千三百十八件となり、昨年の十月の千二百九十三件、ことしの九月の千二百六十四件のいずれをも上回っております。さらに、金融機関の貸し渋りや不良債権問題、株価不安など、金融・証券面においても未曾有の危機が到来しております。

国際的に見ても、日本の貿易黒字、経常収支の水準は依然として高く、貿易摩擦もおさまっていません。世界経済において少なからぬ比重を占める日本の地位にかんがみれば、先進国を中心とした世界同時不況を克服するためにも、我が国が一日も早く景気回復を図ることが求められております。

細川内閣がまず取り組まなければならない緊急課題は不況克服であり、連立与党は政府に対して実効ある景気対策の早期実施を求めてきました。この要請にこたえ、政府が九月十六日に、規制緩和策や円高差益還元策に加え、約六兆二千億円規模の緊急経済対策を早々と決定したこと、それから間もなく日本銀行が公定歩合を史上最低の一・七五％に引き下げたことを多といたします。

緊急経済対策で打ち出された社会資本整備、災害復旧事業、中小企業対策、輸入促進策などが予算に具体化されたこと、とりわけ、生活者・消費者の視点に立って、福祉、教育、住宅などにかかわる公共事業や施設費が盛り込まれたことを前進と受けとめます。高齢者に優しい道路、公営住宅や住宅関連の公共施設、下水道環境衛生施設、特別養護老人ホームや国立病院等の社会福祉施設、国立大学等の文教施設などの整備を中心に据えている

ことに、国民のニーズにこたえる細川内閣の姿勢があらわれていると考えます。

賛成の第二の理由は、厳しい財政事情にもかかわらず、必要な施策実現のため、適切な財源確保策がとられていることとあります。

深刻な不況を反映して税収の伸びが低迷しつつあり、税収見込みも約五兆五千億円減額修正されていることはやむを得ないことと考えます。国債整理基金への繰り入れ停止、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けの繰り上げ償還、建設国債の機動的な発行、既定経費の削減などにより財源が確保され、何とか赤字国債発行を回避しております。

また、地方交付税交付金が減額されたことを厳しく受けとめますが、地方自治体に対するしかるべき手当てがなされたことは当然のことと考えます。今年度末の国債残高は約百八十八兆円、地方の負債は八十八兆円にも達する見通しであり、国と地方を通じ、強力に財政再建を進めていく必要があります。

既定経費削減は九千五百七十一億円となっており、このうち約六千九百億円は金利低下による利払い費の減少であります。今、民間企業でも一般の家庭でも、リストラや厳しい経費削減が行われており、国だけが免罪符を与えられることは許されません。抜本税制改革の前提条件としても、税金のむだ遣いは是正されなくてはなりません。政府としてももっと汗をかく必要があり、今後は行政改革に着実に取り組んでいくことを求めます。

賛成の第三の理由は、北海道南西沖地震や鹿児島県を中心とした豪雨災害、低温による水稲の被害などを救済するための公共事業追加や農業保険、国際機関への分担金、拠出金、その他義務的経費が盛り込まれていることとあります。

特に、ことしの冷夏、長雨によって我が国の農業は甚大な打撃をこうむりました。冷害対策費を計上した補正予算を成立させ、農家の人々が希望を持って年を越えるように努めてまいりたいと思っております。また、不況など国内的にも難しい課題が山積しておりますが、世界の平和と繁栄のために汗をかくことを怠ってはなりません。国際連合のPKO活動への分担金、日本・パレスチナ開発基金への拠出金などが盛り込まれていることは妥当な措置と考えます。

なお、自由民主党・自由国民会議より組み替え動議が提出されておりますが、見解が異なりますため、反対をいたします。

補正予算とはいえ、議題となっている三案は、細川内閣が誕生して初めて行われた予算編成の果実であります。その意味では、与党の要望にこたえつつ、政府がかかる補正予算を真剣に取りまとめたことを高く評価したいと存じます。政治改革の実現に力を注ぐ一方、国民の生活を守るために、あわせて景気対策の実施にも全力を尽くしてきた細川内閣の現実的な姿勢は、国内外から大きく信頼を得つつあると思えます。(拍手)

厳しい不況に対処するためには、今後、所得税減税を含む景気対策を追加することも視野に入れなければなりません。『未来のいいところ』は、一度に一日ずつしかやってこないところにある」とリンカーンが述べているように、まずこの補正予算を成立させることが、景気の底割れを回避し、あすへの着実な一歩につながることを強調いたします。

まして、私の賛成討論といたします。(拍手)
○議長(土井たか子君) 野中広務さん。
〔野中広務君登壇〕
○野中広務君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました平成五年度一般会計補正予算(第二号)外二案に反対し、我が党提出の平成五年度一般会計補正予算(第二号)外二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議に賛成の討論を行うものであります。(拍手)
既に御承知のとおり、現在、我が国の経済は、四十年不況、第一次石油ショックをしのぐ戦後最悪の状態に陥っており、平成恐慌の様相を呈し、我が国の経済構造そのもので崩壊させかねない極めて深刻で憂慮すべき事態となっております。これは、バブル崩壊後の循環不況と構造不況が重なったのに加え、急激な円高の進行、さらに記録的な冷夏、長雨等の異常気象、台風等による災害などが追い打ちをかけたことがその原因の一つであります。しかしながら、その最大の原因は、政府が景気に対して十分に注意を払わず、迅速、機動的に有効適切な施策を講じなかったことにあります。

毎日のごとく報じられる各種経済関係指標を見ても、その惨状たるや目を覆うばかりであります。例えば、十月の鉱工業生産指数は前月比で五・一％の低下で、調査開始以来の最大の下げ幅であります。また、完全失業率は二・七％で五年八カ月ぶりの高水準となり、完全失業者は前年同月比三十一万人増の百七十六万人、有効求人倍率は〇・六七倍に低下、また、負債総額一千万円以上の全国企業倒産件数は千二百五十八件で前月比六・二％増等々、枚挙にいとまがありません。

細川総理は、これらの経済指標等をどうに
なっているものでありましょうか。ごらんになっ
ているとしても、その数字の意味するところを理解
できているのでしょうか。今日の状況を見ると、
そう考えざるを得ないのであります。

政府の余りの経済無策ぶりに、十一月二十九日
には、日経平均株価が一万六千七百八十円と年初来
の安値を更新しましたが、これは、政府に対
し不信任案が提出されたのと同じことでありま
す。(拍手)

企業収益の悪化による雇用調整も、一時帰休、
企業内配転、さらには出向、希望退職等々、一段
と厳しくなってきたっており、その動きは今や産業界
全体に広がる気配を見せております。

また、以上のような状況から、今年度の実質経
済成長率は、第一次石油ショックの昭和四十九年
度以来、十九年ぶりのマイナス成長になるのでは
ないかとも言われております。

細川総理は、政治改革政権を標榜するだけあつ
て、事あるごとに政治改革、政治改革とおっ
しゃっています。もちろん、我が党も政治改革の
必要性、重要性は十分認識しており、それに対し
て異議を唱えるものではありません。しかし、政
治改革に没頭する余り、焦眉の急となっていた景
気対策をなおざりにし、座して景気の悪化を見過
ごしてきた政府の責任は極めて重大であります。
(拍手)細川総理の政治改革にかける情熱のその千
分の一、万分の一の情熱でも景気対策に向けてい

たならば、今日のような大不況にならなかったは
ずであります。(拍手)これは、政策不況ならぬ無
政策不況、政策不在不況というべきものでありま
す。

細川内閣の最優先課題の政治改革、その政治改
革を行う究極の目的、それは何でありましょう
か。それは、国民生活のより一層の安定と向上を
実現することではないでしょうか。しかし、今や、
その国民生活が不況により危殆に瀕しているの
であります。国民の悲鳴にも似た声が細川総理には
聞こえないのでありましょうか。

このような状況下にあるにもかかわらず、先
日、細川内閣の有力経済閣僚が「景気対策の前に政
治改革だ。景気対策、景気対策と言う人たちは政
治改革に反対している人たちだ」と発言したと報
じられました。これが事実とするならば、細川
内閣の経済官僚、経済無策ここにきわまった感が
あります。経済活動には一日の停滯もないのであ
ります。政治は、パフォーマンスや格好で行うも
のではありません。政治改革のみに固執し、国民
生活を無視するその政治姿勢は、直ちに改めてい
ただかなければなりません。

なお、一日も早く本補正予算を成立させるよう
にと真剣に審議を重ねているさなかに、中西前防
衛庁長官による国会軽視や、細川総理の佐川急便
からの一億円の借り入れとその返済についてのた
び重なる不誠実な答弁で審議が停滞しましたが、

この責任は挙げて政府にあります。この際、政府
に猛省を促すものであります。

まず、このことを申し上げ、以下、本補正予算
に反対する主な理由を申し述べます。

第一は、補正予算の編成、提出が余りにも遅過
ぎたことであります。

我が党は、事態の緊急性、重大性にかんがみ、
去る九月九日、五兆円を超える所得税減税、公共
投資の拡大による社会資本整備の促進と財政投融
資の一層の拡大、雇用安定の確保等、十六項目に
わたる緊急総合景気対策を取りまとめ、翌十日に
は、細川総理にその実施と第二次補正予算の早期
編成を強く要請したのであります。

これに対し、政府は九月十六日、六兆円規模の
緊急経済対策を決定したものの、第二次補正予算
の編成にはなかなか手をつけようとしなかったの
であります。すなわち、本補正予算が国会に提出
されたのは、実に二カ月半もたった十一月三十日
であります。好況時ならいざ知らず、この間、政
府は、国民生活にとって最も重要な景気対策を放
置し、不況にあえぐ国民をよそに見て、拱手傍
観、じんととして日を送り、何ら適切、有効な
施策を講じなかったものであります。しかも、補正
予算の編成を終えても、参議院の政治改革法案の
審議を促進させるという政治的思惑から、その提
出を故意におくらせたのであります。これでは、
生活者重視という細川内閣の看板に偽りありとい
うことではありませんか。

「十日の菊、六日の菫」という言葉があります
が、物事にはタイミング、時期というものが肝心
であります。その時期を逸すれば、何の役にも立
たないのであります。提出が遅過ぎたため、予算
が成立したとしても、年度内にその執行、消化が
十分行われるか、甚だ疑問であります。

その第二は、補正予算の規模が小さ過ぎ、不況
対策としては不十分なことでもあります。

去る九月に決定した緊急経済対策関連経費とし
て一兆三百億円が計上されておりますが、これは
あくまで九月時点での積算であり、その後の景気
の状況を見るならば、とてもこの程度の規模では
焼け石に水で、効果は期待できそうにもありませ
ん。

例えば、公共事業等の追加であります。今さら
言うまでもなく、公共事業はその乗数効果が大き
く、景気対策としては極めて有効であります。景
気がこのように落ち込んでいくというのに、本補
正予算においてはわずか九千四百億円の計上であ
ります。

さらに、中小企業対策であります。真に政府が
不況のあらしにさらされている中小企業経営者の
立場を考えるならば、もう少し思いやりのある施
策がとられてしかるべきであります。一般会計に
おいて、中小企業特別対策費はわずかに七百七十
億円あります。これでは、厳しい不況下で年の
瀬を迎える中小企業の資金需要に十分こたえられ
るとは到底考えられません。高金利の既貸し付

けに対する金利の減免措置などもとられておりません。

政府は、果たして、これだけの規模の対策で景気が回復し、現在の不況が改善されると本気で考えているのでしょうか。私は甚だ疑問に思ふのであります。

その第三は、所得税の減税が盛り込まれていないことでもあります。

今や所得税の減税を求める国民の声は、もまたにあふれております。景気の底割れも懸念される今日、景気を浮揚させるためには、GNPの約六〇％を占める個人消費の喚起なくしては到底不可能であります。九月の全国・全世帯の平均消費支出は、物価上昇分を差し引いた実質で前年同月比一・七％の減と、五カ月連続で前年同月を下回っており、個人消費は完全に冷え切っております。

消費者マインドをよみがえらせるためにも、ここは景気回復のカンフル剤として大型の所得税減税が必要であるにもかかわらず、これが見送られているのであります。所得税減税を初めとする税制面からの対応がとられていないことは、まことに遺憾と言わざるを得ません。

以上の理由により、政府提出の補正予算三案は、景気の現状に配慮したものとは到底認めがたく、反対せざるを得ません。今回の不況は、尋常一様的手段では克服できません。財政、金融、税制はもちろんのこと、考えられるあらゆる手段を駆使して、多角的、重層的にその対策を進めてい

かなければなりません。困難ともいうべきこの事態に臨んで、我々政治家の見識と勇断が今日ほど求められているときはありません。過ちては改むるにはばかることなかれ、速やかに我が党の組む替え動議の内容に沿って組み替えられんことを要求するものであります。なお、予算関連三法案については、輸入を確保するためのもので、やむを得ない措置であり、賛成するものであります。

細川内閣は、成立当初、ガラス細工、ファジーなどとマスコミが形容しておりましたが、成立以來はや四カ月が過ぎ、この間、さきの特別国会や今国会の論戦を通じて、その統一性のなさ、あいまいさがより一層鮮明になり、矛盾、脆弁だらけという細川内閣の実像がくっきりと浮かび上がったまいました。ガラス細工ならばまだ中身をうかがい知ることができますが、これではまるで正体不明のぬえのような内閣ではありませんか。

○議長(土井たか子君) 野中広務さん、申し合わせの時間が過ぎましたから、簡単に願います。

○野中広務君(続) 細川総理は、今国会における所信表明演説で、「政府は帆であり、国民は風であり、国家は船であり、時代は海である」という言葉を引用し、国政に取り組む決意のほどを披露されましたが、帆を操る船頭が七人も八人もいて、しかもそれぞれの考え方がばらばらでは、国家である船が暗礁に乗り上げはしないか、また、どこかの港に向かうのか、不安になるのは私一人だけではないと思います。(拍手)

特に一部関係の言動に至っては、一夜にして人間あても変わるものかと、その豹変ぶりにあいた口がふさがらないのであります。政治家としての信条や信念、そして矜持は一体どこへ行ったのでしょうか。これでは国民は何を信じていいのかからず、人間不信に陥ってしまいます。細川総理は、政治改革のおくれが政治不信を招いたと述べておられますが、多くの国民の人間不信を払拭するために、政治改革よりもまず党内の人間改革を実行されるのが先ではないでしょうか。

我が党の河野総裁がさきの国会で、細川内閣が国民にとって正しい政策を展開するならば、我々自由民主党も積極的にこれをバックアップしていくと述べています。(発言する者あり)

○議長(土井たか子君) 静粛に願います。

再度申します。野中広務さん、簡単に願います。

○野中広務君(続) 細川内閣が国家国民のために正しい政治を行う限り、従来の野党とは違い、健全なる責任野党としてこれに協力していくことにやぶさかではありませんが、今回の景気対策を初め、今後もこのような無為無策ぶりが続くようならば、国家国民にとってまことに不幸きわまりないことでもあります。そのときには、我が党は重大な決断をすることを申し添えて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 松本善明さん。

(松本善明君登壇)

○松本善明君 私は、日本共産党を代表して、平成五年度一般会計補正予算外二案に反対、及び自民党の編成替えを求める動議に反対の討論を行います。

政府提出の今回の補正予算は、不況による税収の落ち込みを補てんすることを中心とするもので、不況対策としては全く無策に近いものであり、国民の期待を裏切るものであります。このことは、政府自身も追加の景気対策を言わざるを得ないことによっても明らかであり、しかもそれについては来年度予算で編成していくというのでありますから、戦後最悪の恐慌とさえ言われる深刻な不況の実態を全く認識していないものと言わざるを得ません。(拍手)

不況対策の柱としている公共事業費も、ゼネコン汚職の解明を抜きにしたまま、ただ額をふやしているにすぎません。この補正予算は、大手ゼネコンを初め大企業を潤すことが優先され、不況克服のかぎである国民購買力を高める所得減税を先送りしています。また、不況の影響を最も深刻に受けている中小企業、労働者に対しては、中小企業補助金や福祉、教育関係費を軒並み減額しています。これでは、生活者・消費者重視という細川内閣の看板が、全くの虚構であることを示すものと言わざるを得ません。

今回の補正予算は、アメリカ軍の対ソマリヤ戦争へと性格が変わってきている第二次ソマリヤP

KOへの分担金等を含んでおり、憲法の平和原則に照らしても重大であります。

さらに、こうした財源を、軍事費を削ることもなく、将来の増税と借金づけ体質の拡大につながる国債増発で乗り切ろうとしており、我が国財政の危機を一層深刻にするものであります。巨額の税収不足の責任を明確にし、国民本位の財源対策を行うべきであります。

これらいずれの点を見ても、軍拡、大企業率仕、国民生活軽視という前政権時代の当初予算の骨格を引き継ぐものであります。

しかも、細川内閣は、焦点の米問題で、輸入自由化原則とミニマムアクセスの受け入れに突き進んでおります。ドゥニ議長の調整案なるものを、ぎりぎりの案と称して交渉をまとめることを最優先させ、これを受け入れようとしております。政府が、ウルグアイ・ラウンド成功を、農民、国民の利益の上に置く外交交渉を進めてきたことこそ、最大の問題であります。

どんな国でも、一国の食糧政策をみずから決める権利を持っております。受け入れ拒否はガットも認める日本の権利であります。この権利を堂々と行使して米自由化を毅然として拒否すべきであります。

審議の中で明らかになったように、この調整案には、七年目以降も特例措置を継続する場合には追加の譲歩が義務づけられており、政府はこのことについても、知らぬ顔をして済ませようとする態

度をとっていることは極めて重大であります。こうした細川内閣の態度は、国会と国民に対しては自由化に反対しているかのように言いながら、実際には三度にわたる国会決議を踏みにじって自由化受け入れを進めるものであり、まさに二枚舌と言われるような欺瞞的態度であります。(拍手)日本の農業と消費者にとって重大であり、公約を踏みにじってはばからぬという点では、細川内閣に政治改革を言う資格のないことを明らかにしております。(拍手)

その上、金持ち所得税減税と引きかえに、庶民を泣かせてきた消費税の税率引き上げまで打ち出そうとしてます。これでは消費者の購買力を奪い、不況に追い打ちをかけるものであります。

これらいずれの点から見ても、政府提出の補正予算には賛成することはできません。

我が党は、大企業がよくなれば、おこぼれで国民が潤うという従来型の不況対策とは決別すべきであると考えております。今日、不況打開の最大のかぎは、国民の購買力を向上させることにあります。そのためには、当面少なくとも二兆円規模の庶民のための所得税減税を行うべきであります。基礎控除、配偶者控除、扶養控除を今年一月にさかのぼってそれぞれ所得税で十万円ずつ、住民税で六万円ずつ引き上げれば、四大家族で平均七万円の減税になるのであります。住宅、教育などの政策減税も行うべきであります。国民の購買力を低下させる消費税の引き上げは

断じて行うべきでなく、逆に、食料品にかかわる消費税は緊急に非課税とすべきであります。来年度に予定されている固定資産税の評価がえを中止し、郵便、国立大学教授料などの公共料金値上げをやめるとともに、福祉、教育など国民生活関連予算の削減は行うべきではありません。

さらに、大企業による大規模な人減らし合理化計画に規制を行い、雇用不安を解消する必要があるとします。本来雇用確保に役立てられるべき雇用調整助成金を中小企業や労働者に役立つものに改善する必要があります。日産座間工場の閉鎖に見られるような、労働者の生活と権利、地域経済に重大な影響を及ぼす一方的な工場閉鎖、事業縮小、海外移転などの中止や計画変更を強力に指導するとともに、逆輸入や海外進出を税制面で奨励する製品輸入促進税制、外国税額控除制度などは縮小・廃止すべきであります。

中小企業に対しては、その仕事を確保し、経営を守るために、中小企業金融公庫、国民金融公庫などに三％以下の低金利融資制度を創設し、既存の債務の借りかえを含めて利用できるようにすることを初め、地方自治体の無担保・無保証人融資を拡充するため特別小口保険限度額を一千万円に引き上げる。現行の小規模企業共済制度に国庫負担を導入し、休業補償制度を創設する。官公需法を改正し、官公需の発注率を現在の三七％から五〇％以上に高める。J R、N T T、日本たばこにも同様の措置をとらせる。地方自治体にも現在の

七〇％弱から五〇％以上引き上げるよう要請する必要があるとあります。

日本の農業と食糧を守るために、米輸入自由化を拒否することはもとより、ミニマムアクセスも受け入れないことを明確にする必要があります。

公共投資は、住宅や福祉施設など国民生活に密着した分野を重視するべきであります。特に、政府案では三百二十億円にすぎない住宅建設予算を大幅にふやし、最高時の三分の一に減らされた公営住宅、四分の一に減らされた公団賃貸住宅の建設戸数を少なくとも倍加すべきであります。また、国民本位の財源対策を講じるため、AWACSの発注を取りやめるなど軍事費の半減、公共事業費のむだ遣いをやめ、国債の低利切りかえ、大企業優遇税制の縮小・廃止などに踏み切るべきであります。以上申し述べた施策こそが、国民の切実な要求にこたえる道であります。

なお、自由民主党提出の組み替え動議は、自民党政権時代の軍拡、大企業率仕、国民生活軽視という当初予算の骨格を全面的に残す立場を変えておらず、政府提出の補正予算に対しても本質的な修正を加えるものになっていません。以上の理由から、自民党提出の動議にも反対であります。

日本共産党は、不況の影響を深刻に受けとめている労働者、農民、中小企業者と国民の苦難を軽減して不況を克服するため全力を尽くすことを表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、橋本龍太郎さん外五名提出、平成五年度一般会計補正予算(第2号)外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

橋本龍太郎さん外五名提出の動議に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立少数。よって、橋本龍太郎さん外五名提出の動議は否決されました。

(拍手)

次に、平成五年度一般会計補正予算(第2号)外二案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

○議長(土井たか子君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略する

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

日程第一 自転車の安全利用の促進及び自転車

駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。交通安全対策特別委員長山田英介さん。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔山田英介君登壇〕

○山田英介君 ただいま議題となりました自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、最近の駅前広場等における自転車及び原動機付自転車の放置の実情等にかんがみ、これらの駐車対策の総合的推進を図るため所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、地方公共団体等は、自転車等の駐

車需要の著しくなることが予想される地域においても、一般公共用自転車等駐車場の設置に努めることとしております。

第二に、鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努めることとしております。

第三に、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため市町村長が撤去した放置自転車等の保管、処分等に関する規定を整備することとしております。

第四に、市町村は、自転車等の駐車需要の著しい地域等において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聞いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができることとしております。

第五に、市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができることとしております。

第六に、原動機付自転車の駐車対策についても、自転車と同様の措置を講ずることとしております。

第七に、自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めると

ころにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、去る一日の交通安全対策特別委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

なお、当委員会において、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する件について決議が行われたことを申し添えます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○井奥真雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長栗屋敏信さん。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、今回の補正予算による平成五年度の地方交付税の減額分一兆六千六百七十五億二千万円を交付税特別会計借入金が増額によって全額補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保しようとするものであります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案外 一案

本案は、十一月三十日本委員会に付託され、昨日佐藤自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、地方財政の現状と今後の対応、地方分権の推進、地方税源の充実、地方団体における契約のあり方、地方交付税の減額補てん措置のあり方等を中心に質疑が行われました。

本日採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○井奥貞雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案、右両案を一括議題

とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

〔内閣提出〕

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

〔内閣提出〕

○議長(土井たか子君) 平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長宮地正介さん。

平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び同報告書

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宮地正介君登壇〕

○宮地正介君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、特例的な措置として、一般会計から国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等を停止するものであります。

すなわち、国債整理基金特別会計法におきましては、毎年度国債の元金の償還に充てるため、前年度首国債総額の百分の一・六に相当する金額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額を同特別会計に繰り入れるべきこととされておりますが、平成五年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

なお、国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を実施することともに、地方公共団体等に対し相当額の償還時補助金

を交付することとし、このため必要となる措置を講ずることとしております。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成五年度におきまして、低温等による水稲等の被害が甚大であつたことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが著しく増大し、支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、これに対処するため必要な特別措置を定めようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、

第一に、支払い財源の不足に対しては借入金により対処することとしておりますが、この債務を弁済するため同特別会計において借入金をする事ができることとし、この借入金の利子については一般会計が負担することとしております。

第二に、緊急特例的に行われる米穀の輸入により、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずることとなる利益について、借入金の償還金の財源に充てるため、同勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとしております。

その他、著しく異常な災害に係る再保険金についてはは共済掛金率に反映させないよう、借入金の償還金に充てるための繰入金のうち、著しく異常な災害に係る再保険金の部分については繰戻し

を要しないこととする等の措置を講ずることとしております。

以上の二法律案につきましては、十二月三日藤井大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終局し、順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 細川 護熙君
外務大臣 羽田 孜君
法務大臣 三ヶ月 章君

大蔵大臣 藤井 裕久君
文部大臣 赤松 良子君
厚生大臣 大内 啓伍君
農林水産大臣 畑 英次郎君
通商産業大臣 熊谷 弘君
運輸大臣 伊藤 茂君
郵政大臣 神崎 武法君
労働大臣 坂口 力君
建設大臣 五十嵐広三君
自治大臣 佐藤 綱樹君
国務大臣 愛知 和男君
国務大臣 石田幸四郎君
国務大臣 上原 康助君
国務大臣 江田 五月君
国務大臣 久保田真苗君
国務大臣 武村 正義君
国務大臣 広中和歌子君
国務大臣 山花 貞夫君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る十一月三十日、内閣から、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、住田健二君及び内藤奎爾君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、科学技術会議議員に大澤弘之君及び熊谷信昭君を任命したので、科学技術会議設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、公正取引委員会委員に植松敏君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に入山文郎君及び加藤陸奥君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律百十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、中央更生保護審査委員会に梅田晴亮君及び堀雄君を任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、社会保険審査会委員に古賀章介君及び三橋昭男君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、漁港審議会委員に齋藤健次郎君を任命したので、漁港法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、運輸審議会委員に石山陽君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、航空事故調査委員会委員に小林哲一君を任命したので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に草柳大蔵君、中村紀伊君、中村桂子君及び松山公一君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、労働保険審査会委員に加藤繁夫君及び川西利興君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十一月三十日、本院は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、住田健二君及び内藤審爾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、公正取引委員会委員に植松敏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、中央更生保護審査会委員に梅田晴亮君及び堀雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、社会保険審査会委員に古賀章介君及び三橋昭男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、漁港審議会委員に齋藤禮次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、労働保険審査会委員に加藤繁夫君及び川西利興君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、科学技術会議議員に大澤弘之君及び熊谷信昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に入山文郎君及び加藤陸美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、運輸審議会委員に石山陽君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、航空事故調査委員会委員に小林哲一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に草柳大蔵君、中村紀伊君、中村桂子君及び松山公一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(本召議員)

一、昨七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

東京都第四区選出

粕谷 茂君

(議席変更)

一、去る六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五三	佐藤 茂樹君	一五二	谷口 隆義君
五八	上田 勇君	一五八	赤松 正雄君
五九	竹内 譲君	一五九	星野 行男君
六三	石井 啓一君	一六〇	西川太一郎君
六四	堀島 豊君	一六六	山名 靖英君
六九	若松 謙維君	一六九	金子徳之介君
七〇	富田 茂之君	一七八	松田 岩夫君
七四	齊藤 鉄夫君	一八九	古賀 一成君
七五	上田 晃弘君	二〇一	山岡 賢次君
七六	榊屋 敬悟君	二四〇	逢沢 一郎君
八一	玄葉光一郎君	二四六	甘利 明君
八二	西 博義君	二五四	小杉 隆君
八三	長内 順一君	二六二	島村 宜伸君
八四	久保 哲司君	二七〇	村岡 兼造君
九〇	太田 昭安君	二七九	阿部 昭吾君
九一	弘友 和夫君	二八〇	近藤 鉄雄君
九二	河合 正智君	三〇七	新井 将敏君
一三六	赤羽 一嘉君	三〇八	平林 鴻三君
一四一	大口 善徳君	三〇九	田中 直紀君
一四六	福留 泰蔵君	三一〇	御法川英文君
		三一一	佐藤 静雄君
		三一二	渡瀬 憲明君
		三二三	中川 昭一君
		三三四	持永 和見君
		三三五	宮里 松正君
		三三六	笹川 堯君
		三三七	穂積 良行君
		三三八	久野統一郎君

官 報 (号 外)

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

三二〇	白井日出男君	四一〇	伊藤 公介君	四三八	戸井田三郎君	五〇五	森田 一君
三二一	古賀 誠君	四一一	亀井 善之君	四三九	佐藤 信二君	五〇八	関谷 勝嗣君
三二七	衛藤征士郎君	四一二	高橋 辰夫君	四四〇	越智 通雄君	五〇九	鹿野 道彦君
三二八	浜野 剛君	四一三	白川 勝彦君	四七六	河村 建夫君	五一〇	柿澤 弘治君
三二九	小澤 潔君	四一四	野中 広務君	四七七	福永 信彦君	五一一	中村喜四郎君
三三二	田原 隆君	四一五	東家 嘉幸君	四七八	坂本 剛二君		
三三五	谷 洋一君	四一六	宮下 創平君	四七九	村田 吉隆君		
三三三	石原慎太郎君	四一七	近藤 元次君	四八〇	細田 博之君		
三四三	越智 伊平君	四一八	保利 耕輔君	四八一	松岡 利勝君		
三四四	松永 光君	四一九	亀井 静香君	四八二	斉藤斗志二君		
三四五	宮崎 茂一君	四二〇	浦野 悠興君	四八三	石破 茂君		
三四六	三塚 博君	四二一	丹羽 雄哉君	四八四	大石 正光君		
三四九	志賀 節君	四二二	菊池福治郎君	四八五	木村 義雄君		
三五〇	狩野 勝君	四二三	保岡 興治君	四八六	村上誠一郎君		
三九五	小川 元君	四二四	後藤田正晴君	四八九	柳沢 伯夫君		
三九六	福田 康夫君	四二五	深谷 隆司君	四九〇	加藤 卓二君		
三九七	長勢 甚遠君	四二六	相沢 英之君	四九一	尾身 幸次君		
三九八	野田 実君	四二七	石橋 一弥君	四九二	金子原二郎君		
三九九	宮路 和明君	四二八	原田昇左右君	四九三	額賀福志郎君		
四〇〇	虎島 和夫君	四二九	津島 雄二君	四九四	西銘 順治君		
四〇一	佐藤 敬夫君	四三〇	池田 行彦君	四九五	自見庄三郎君		
四〇二	大野 功統君	四三一	瓦 力君	四九六	野呂 昭彦君		
四〇三	金子 一義君	四三二	大石 千八君	四九八	堀之内久男君		
四〇四	武部 勲君	四三三	加藤 紘一君	四九九	堀内 光雄君		
四〇五	二田 孝治君	四三四	野田 毅君	五〇〇	玉沢徳一郎君		
四〇六	藤井 孝男君	四三五	小泉純一郎君	五〇一	稻垣 実男君		
四〇七	中川 秀直君	四三六	江藤 隆美君	五〇二	西田 司君		
四〇八	中馬 弘毅君	四三七	中山 利生君	五〇四	奥田 幹生君		

村井 仁君 古賀 敬章君 東中 光雄君 山原健二郎君 古賀 敬章君 吉田 公一君 山原健二郎君 佐々木陸海君 吉田 公一君 栗本慎一郎君 栗本慎一郎君 青木 宏之君 青木 宏之君 岩浅 嘉仁君 岩浅 嘉仁君 白沢 三郎君 小此木八郎君 近藤 鉄雄君 白川 勝彦君 萩山 教蔵君 浜田 靖一君 村田敬次郎君 白沢 三郎君 加藤 六月君		一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		法務委員 田原 隆君 若林 正俊君 正森 成二君 藤田 スミ君		大蔵委員 中田 宏君 五十嵐ふみこ君 中田 宏君		農林水産委員 藤田 スミ君 正森 成二君		環境委員 金田 誠一君 鉢呂 吉雄君 鉢呂 吉雄君 金田 誠一君	
予算委員 若林 正俊君 白川 勝彦君 鉢呂 吉雄君 金田 誠一君 加藤 六月君 江崎 鐵磨君 工藤堅太郎君 岩浅 嘉仁君 五十嵐ふみこ君 中田 宏君 佐々木陸海君 正森 成二君 金田 誠一君 鉢呂 吉雄君 岩浅 嘉仁君 工藤堅太郎君 江崎 鐵磨君 加藤 六月君 中田 宏君 五十嵐ふみこ君		決算委員 愛知 和男君 中西 啓介君 中田 宏君 五十嵐ふみこ君		一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		地方行政委員 川崎 二郎君 栗原 裕康君 若林 正俊君 田原 隆君 藤田 スミ君 正森 成二君		外務委員 土肥 隆一君 佐藤 泰介君 佐藤 泰介君 土肥 隆一君		大蔵委員 福田 康夫君 荒井 広幸君 秋葉 忠利君 鉢呂 吉雄君 青木 宏之君 白沢 三郎君 田中 甲君 宇佐美 登君 荒井 広幸君 福田 康夫君 鉢呂 吉雄君 秋葉 忠利君 白沢 三郎君 青木 宏之君 田中 甲君 宇佐美 登君	
農林水産委員 井出 正一君 矢上 雅義君 木幡 弘道君 枝野 幸男君 枝野 幸男君 木幡 弘道君 矢上 雅義君 井出 正一君 正森 成二君 藤田 スミ君		商工委員 小川 元君 鹿野 道彦君 熊代 昭彦君 東家 嘉幸君 野田 聖子君 松永 光君 枝野 幸男君 木幡 弘道君 武山百合子君 長浜 博行君 小川 元君 鹿野 道彦君 熊代 昭彦君 東家 嘉幸君 野田 聖子君 松永 光君 枝野 幸男君 木幡 弘道君 武山百合子君 長浜 博行君		建設委員 佐藤 静雄君 中山 太郎君 白沢 三郎君 青木 宏之君 中山 太郎君 佐藤 静雄君 青木 宏之君 白沢 三郎君		予算委員 鹿野 道彦君 佐藤 敬夫君 東家 嘉幸君 栗原 裕康君 中山 太郎君 谷津 義男君 松永 光君 田中眞紀子君 坂上 富男君 早川 勝君		建設委員 佐藤 静雄君 中山 太郎君 白沢 三郎君 青木 宏之君 中山 太郎君 佐藤 静雄君 青木 宏之君 白沢 三郎君		予算委員 鹿野 道彦君 佐藤 敬夫君 東家 嘉幸君 栗原 裕康君 中山 太郎君 谷津 義男君 松永 光君 田中眞紀子君 坂上 富男君 早川 勝君	

白沢 三郎君 加藤 六月君
豊田潤多郎君 工藤堅太郎君
武山百合子君 長浜 博行君
竹内 謙君 谷口 隆義君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

補欠

伊吹 文明君 中山 太郎君
栗原 博久君 綿貫 民輔君
住 博司君 鹿野 道彦君
堀之内久男君 江藤 隆美君
谷津 義男君 松永 光君
江藤 隆美君 堀之内久男君
鹿野 道彦君 住 博司君
中山 太郎君 伊吹 文明君
松永 光君 谷津 義男君
綿貫 民輔君 栗原 博久君

予算委員

辞任

補欠

江藤 隆美君 柿澤 弘治君
鹿野 道彦君 佐藤 剛男君
中山 太郎君 原田昇左右君
松永 光君 大島 理森君
綿貫 民輔君 田中眞紀子君
工藤堅太郎君 吉田 公一君
谷口 隆義君 富田 茂之君
吉田 公一君 古賀 敬章君
古賀 敬章君 白沢 三郎君

議院運営委員

辞任

補欠

大島 理森君 松永 光君
柿澤 弘治君 江藤 隆美君
佐藤 剛男君 鹿野 道彦君
田中眞紀子君 綿貫 民輔君
原田昇左右君 中山 太郎君
白沢 三郎君 工藤堅太郎君
富田 茂之君 谷口 隆義君

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

栗原 裕康君 山本 公一君
山本 公一君 栗原 裕康君

辞任

補欠

中島 武敏君 山原健二郎君
山原健二郎君 矢島 恒夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

堀之内久男君 米田 建三君
山下八洲夫君 石井 智君
藤田 スミ君 穀田 恵二君

政治倫理審査委員会

辞任

補欠

米田 建三君 堀之内久男君
石井 智君 山下八洲夫君
穀田 恵二君 藤田 スミ君

(政治倫理審査委員会辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議案提出

補欠

平成五年度一般会計補正予算(第2号)
平成五年度特別会計補正予算(特第2号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)
平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

議案提出

補欠

地方交付税法等の一部を改正する法律案
一、去る一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

議案付託

補欠

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

一、去る十一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号) 地方行政委員会 付託
平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第一六号)
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出第一七号)

議案送付

補欠

平成五年度一般会計補正予算(第2号)
平成五年度特別会計補正予算(特第2号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)
以上三件 予算委員会 付託

議案送付

補欠

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

調査要求承認

補欠

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨七日これを承認した。
国政調査承認要求書

調査事項

補欠

一、地方自治に関する事項
二、地方財政に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

地方行政委員長 栗屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

平成五年度一般会計補正予算(第2号)

右

国会に提出する。

平成五年十一月二十日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成5年度一般会計補正予算

正補則終算予

第1条 既定の平成5年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりする。

区 分	補 正 額			改平成5年度 予算額(千円)
	追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
平成5年度成立予算額(千円)				
歳 入	74,548,581,378	6,185,780,325 △ 5,477,012,744	708,717,581	75,252,248,955
歳 出	74,548,581,378	6,382,095,902 △ 5,678,378,321	708,717,581	75,252,248,955

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成5年度において国が債務を負担する行為の追加は「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとする。

第4条「財政法」第23条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 平成5年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成5年度において公債を発行することができる限度額「10,976,000,000千円」を「13,982,000,000千円」に改める。

第6条 平成5年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中

府	本	理	府	理	總
府	庁	家	警	務	廳
庁	庁	発	発	発	発
費	費	費	費	費	費
船泊建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）	北海道開発庁（施設整備費に限る。）、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道農林漁業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道造林事業費、北海道沿岸防備工事諸費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道水産物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道沿川沿河開闢事業費、北海道船舶水道等施設整備費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費	科学技術庁試験研究所施設費	環境庁（水質保全施設整備費補助金に限る。）、自然公園等施設整備費、環境保全施設整備費、環境庁研究所施設費	沖縄開発庁（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄特定開発事業推進調査費	国土庁（防災基地施設モデルン事業費等補助金、田園都市等地域個性形成事業費補助金及び過疎地域滞在施設整備モデルン事業費補助金に限る。）

る。)、国土庁防災施設整備費、振興山村開発総合特別事業費、小笠原諸島振興開発事業費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興特別事業費、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費

✱

總 理 府	總 理 本 府	警 察 廳	沖 繩 開 発 庁
総理大臣官邸基盤施設整備費、迎賓館施設整備費	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	総務庁施設費	北海道開発庁(施設整備費に限る。)、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道難島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸流場整備関係事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用揮発油脱財源身管北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
科学技術庁試験研究所施設費	環境庁(水質保全施設整備費補助金に限る。)、自然公園等施設整備費、環境保全施設整備費、環境庁研究所施設費	科学技術庁試験研究所施設費	沖縄開発庁(沖縄振興特別事業費補助金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設

整備費、沖繩開発事業費、農林流業用揮発油税財源身替冲繩農道等整備事業費、冲縄治水事業工事諸費、冲縄道路事業工事諸費、冲縄港港空港整備事業工事諸費、冲縄公園事業工事諸費、冲縄農業生産基盤整備事業工事諸費、冲縄災害復旧事業工事諸費、冲縄特定開発事業推進調査費国土庁(防災基地建設モデル事業費等補助金、田園都市等地域個性形成事業費補助金及び遠郊地域滞在施設整備モデル事業費補助金に限る。)、国土庁防災施設整備費、振興山村開発総合特別事業費、小笠原諸島振興開発事業費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興特別事業費、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林流業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費

74

自治省	消防庁
	消防庁(施設整備費に限る。)、消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)

२५

自治省	消防庁
	消防庁（施設整備費に限る。）、消防防災施設等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）、消防研究所（施設整備費に限る。）

に改める。

第7条 平成5年度一般会計予算総則第1条第1項の債務保証契約の限度額の表中

4 日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る償還	「日本鉄道建設公団法」第29条の2	額面総額 79,100,000 千円及びその利息に相当する金額
---------------------------	-------------------	---------------------------------

25

4 日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条の2	額面総額 80,200,000 千円及びその利息に相当する金額
---------------------------	-------------------	---------------------------------

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
總 理 府	歳 入	諸 收 入	弁償及返納金	1,387,413 1,387,413 1,387,413	0 0 0	1,387,413 1,387,413 1,387,413
			所得税	0	△ 5,309,000,000	△ 5,309,000,000
			法人特別税	0	△ 5,256,000,000	△ 5,256,000,000
			所 得 税	0	△ 2,819,000,000	△ 2,819,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 收 入	租 税	印 紙 收 入	0	△ 45,000,000	△ 45,000,000
			印 紙 收 入	0	△ 53,000,000	△ 53,000,000
			印 紙 收 入	0	△ 53,000,000	△ 53,000,000
			特別會計受入金 貨幣回収準備資金受 入	2,551,305,111 2,551,305,111 2,551,305,111	0 0 0	2,551,305,111 2,551,305,111 2,551,305,111
公 債 金	公 債 金	公 債 金	特別會計受入金 貨幣回収準備資金受 入	2,488,836,064 48,052,922 19,416,125	0 0 0	2,488,836,064 48,052,922 19,416,125
			公 債 金	3,616,000,000 3,616,000,000 3,616,000,000	0 0 0	3,616,000,000 3,616,000,000 3,616,000,000
			公 債 金	6,167,305,111 1,491,276 1,491,276	△ 5,309,000,000 △ 1,166 △ 1,166	858,305,111 1,490,110 1,490,110
			公共事業費負担金	1,491,276	△ 1,166	1,490,110
農 林 水 産 省	維 収 入	諸 収 入		1,491,276	△ 1,166	1,490,110

(外 号) 録 目

運 輸 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	2,494,452 2,494,452 2,494,452	△ △ △	3,191 3,191 3,191	2,491,261 2,491,261 2,491,261
郵 政 省	租税及印紙収入	印 紙 収 入	印 紙 収 入	0 0 0	△ △ △	168,000,000 168,000,000 168,000,000	△ △ △
建 設 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金 雑 収 入	18,102,078 18,102,078 18,102,078 0 0	△ △ △ △ △	8,387 8,387 8,387 0 8,387	13,093,686 13,093,686 13,102,078 0 8,387
歳 入 補 正 額 總 計				6,185,730,325	△	5,477,012,744	708,717,581

歳 出

所 管 会	組 織	項 目	補 加 額(千円)	正 修正減少額(千円)	差 引 額(千円)
国 会	衆 議 院	衆 議 院 費	0	△	1,490,224
		衆 議 院 計	342,279	△	2,460
		衆 議 院 計	342,279	△	1,482,684
		衆 議 院 計	0	△	562,409
		衆 議 院 計	188,049	△	1,181
		衆 議 院 計	188,049	△	563,590
		衆 議 院 計	0	△	370,584
		衆 議 院 計	61,924	△	2,289
		衆 議 院 計	61,924	△	372,873
		衆 議 院 計	0	△	1,207

[illegible]

官 報 (号 外)

北海道道路事業工事諸費	1,146	△	1,168,250	△	1,167,104
北海道港湾事業費	6,452,845		0		6,452,845
北海道漁港施設費	7,551,884		0		7,551,884
北海道空港整備事業費	330,921	△	639		330,282
北海道港湾空港整備事業工事諸費	298	△	466,533	△	466,240
北海道住宅建設等事業費	4,178,000		0		4,178,000
北海道都市計画事業費	19,400,847		0		19,400,847
北海道公園事業工事諸費	26	△	5,379	△	5,353
北海道農業生産基盤整備事業費	9,421,644		0		9,421,644
北海道農村整備事業費	16,269,798		0		16,269,798
北海道農地等保全管理事業費	106,000		0		106,000
北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	729	△	343,174	△	342,445
北海道造林事業費	1,316,053		0		1,316,053
北海道造林事業費	1,177,723		0		1,177,723
北海道沿岸流場整備開発事業費	1,945,368		0		1,945,368
北海道災害復旧事業等工事諸費	636,373	△	8,913		632,465
計	240,192,714	△	3,222,913		236,969,801
防衛本庁	0	△	4,471,226	△	4,471,226
防衛車両等購入費	0	△	4,124,427	△	4,124,427
航空機購入費	0	△	1,818,345	△	1,818,345
装備品等整備諸費	0	△	7,909,026	△	7,909,026
施設整備等附帯事務費	0	△	622,634	△	622,634
研究費	0	△	2,093,252	△	2,093,252
計	0	△	21,038,910	△	21,038,910
防衛施設庁	0	△	242,652	△	242,652
防衛施設管理費	0	△	319,712	△	319,712
調達労務等関連諸費	0	△	230,985	△	230,985

[illegible]

官 報 (号 外)

沖繩振興開發計画推進調査費	0	△	15,000	△	15,000
沖繩教育振興事業費	256,952	△	0	△	256,952
沖繩保健衛生諸費	0	△	3,259	△	3,259
沖繩農業振興費	0	△	225	△	225
沖繩開發事業指導監督費	0	△	5,988	△	5,988
沖繩開港事業費	70,590,948	△	469	△	70,590,479
沖繩治水事業工事諸費	16	△	8,087	△	8,021
沖繩道路事業工事諸費	20	△	8,698	△	8,678
沖繩港灣空港整備事業工事諸費	76	△	14,505	△	14,429
沖繩公園事業工事諸費	0	△	3,359	△	3,359
沖繩農業生産基盤整備事業工事諸費	0	△	4,084	△	4,084
沖繩災害復旧事業工事諸費	1,196	△	0	△	1,196
計	71,053,208	△	179,979	△	70,873,229
国 土 庁	734,173	△	552,394	△	181,779
地域活性化施策推進費	0	△	150,000	△	150,000
災害対策総合推進調整費	0	△	26,310	△	26,310
国土庁防災施設整備費	553,497	△	0	△	553,497
第四次全国総合開発計画推進調査費	0	△	37,500	△	37,500
国 土 調 査 費	0	△	368,965	△	368,965
振興山村開発総合特別事業費	45,000	△	0	△	45,000
小笠原諸島振興開発事業費	65,600	△	3,551	△	62,049
離島振興特別事業費	20,100	△	0	△	20,100
離島振興事業費	47,066,586	△	33,537	△	47,083,049
水資源開発事業費	34,964,661	△	0	△	34,964,661
国土総合開発事業調整費	50,000	△	0	△	50,000
計	83,499,617	△	1,172,257	△	82,327,360
総 理 府 所 管 補 正 額 合 計	421,526,059	△	49,404,517	△	372,121,542

[illegible]

國 稅 庁	税 務 官 署 所 費	税 務 不 服 審 判 所 費	税 關 造 稅 務 官 署 施 設 費	大 藏 省 所 管 補 正 額 合 計	
	計	計	計	計	計
0	0	△	8,688,151	△	8,688,151
0	0	△	38,338	△	38,338
0	0	△	13,620	△	13,620
642,134	0		0		642,134
642,134		△	8,740,109	△	8,087,976
2,557,580,487		△	3,765,948,766	△	1,208,368,279
1,280,200		△	1,042,088		247,111
0		△	1,374	△	1,374
0		△	11,082	△	11,082
0		△	10,500	△	10,500
0		△	588,697	△	588,697
0		△	194,798	△	194,798
38,423,715			0		38,423,715
3,875,021			0		3,875,021
388,610		△	2,984,691	△	2,586,081
5,531,000		△	97,343		5,433,657
2,639,540			0		2,639,540
0		△	672,331	△	672,331
1,072,100		△	2,915,389	△	1,843,289
0		△	5,174,949	△	5,174,949
0		△	14,438	△	14,438
454,000		△	672,327	△	218,327
0		△	25,676,541	△	25,676,541
91,346,350		△	156,316		91,690,034
145,529,536		△	40,207,365		105,321,671
0		△	182,062	△	182,062
4,761,983		△	2,102		4,759,831

社会福祉施設整備費	0	△	1,393,635	△	1,393,635
社会福祉施設整備費	14,703,677	△	162	△	14,703,515
生活保護等諸費	0	△	128,796	△	128,796
災害救助等諸費	2,656,313		0		2,656,313
身体障害者保護費	0	△	370,132	△	370,132
遺族及留守家族等保護費	0	△	63,723	△	63,723
戦没者追悼平和祈念施設費	0	△	25,986	△	25,986
老人福祉施設費	7,353,084	△	22,259		7,380,775
児童福祉施設費	0	△	4,896,737	△	4,896,737
児童扶養手当給付諸費	0	△	11,508	△	11,508
特別児童扶養手当給付諸費	0	△	1,468	△	1,468
児童手当国库負担金	0	△	33,992	△	33,992
国民健康保険助成費	37,154,719	△	18,707		37,136,012
農業者年金実施費	0	△	14,753	△	14,753
厚生年金基金連合会等助成費	0	△	74,024	△	74,024
国民年金基金等助成費	0	△	111,817	△	111,817
社会保険国庫負担金	0	△	1,096,375	△	1,096,375
国民年金国庫負担金	79,000,486		0		79,000,486
環境衛生施設整備費	158,900,382	△	33,170,646		125,729,736
計					
厚生本省試験研究機関	0	△	446,538	△	446,538
厚生本省試験研究所	0	△	13,375	△	13,375
血清等製造及検定費	445,719	△	241		445,478
厚生本省試験研究所施設費	445,719	△	460,154	△	14,485
計					
国立らい療養所	0	△	91,730	△	91,730
国立らい療養所運営費	965,857	△	486,799	△	486,799
国立らい療養所施設費	965,857	△	6,048		969,811
計	965,857	△	492,845		473,012

農 村 整 備 事 業 費	農 村 整 備 事 業 費	187,783,404	0	187,783,404
	農 地 等 保 全 管 理 事 業 費	87,282,807	△	87,270,748
	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	73,429,614	0	73,429,614
	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	5,251,753	0	5,251,753
	計	529,435,108	△	499,856,733
	農 林 水 産 技 術 會 議	0	△	75,252
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	0	△	878,929
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	3,526,000	△	3,521,864
	計	3,526,000	△	2,567,683
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	782,836
農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	422,623
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	1,528,683	△	1,526,423
	計	1,528,683	△	1,103,800
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	1,095,560
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	180
	計	0	△	4,437
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	316	△	32,222
	計	3,247	0	3,247
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	3,563	△	1,129,152
	計	3,563	△	357,919
農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	60,020
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	162,577
	計	0	△	7,498,787
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	8,510,000	△	2,115
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	70,020,556
	計	0	△	45,400
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	70,048,900	△	16,433,487
	計	45,400	0	0
	農 林 水 産 本 省 試 驗 研 究 所	16,433,487	0	0
	計	16,433,487	0	0

経 済 協 力 費	0	△	1,854,660	△	1,854,660
工業再配置促進対策費	0	△	3,290	△	3,290
電子計算機産業振興対策費	0	△	33,691	△	33,691
情報処理振興対策費	900,000	△	39,506		800,494
航空機国際共同開発促進費	0	△	73,377	△	73,377
繊維工業構造改善対策費	0	△	20,949	△	20,949
工業用水道事業費	4,973,802		0		4,973,802
計	10,784,046	△	4,491,558		6,292,488
通 商 産 業 検 査 所	0	△	171,365	△	171,365
通商産業検査所施設費	597,903		0		597,903
計	597,903	△	171,365		426,538
工 業 技 術 院	0	△	126,182	△	126,182
鉱工業技術振興費	4,447,000	△	654,030		3,792,970
産業技術基盤研究開発費	0	△	109,532	△	109,532
エネルギー技術研究開発費	0	△	56,912	△	56,912
工業技術院試験研究所	0	△	1,422,289	△	1,422,289
工業技術院試験研究所施設費	6,663,128	△	32,264		6,630,864
計	11,110,128	△	2,401,219		8,708,909
資源エネルギー庁	0	△	84,519	△	84,519
資源エネルギー庁対策費	0	△	74,065	△	74,065
エネルギー庁対策費	0	△	195,374	△	195,374
地下資源対策費	0	△	353,958	△	353,958
計	0	△	40,512	△	40,512
中 小 企 業 庁	0	△			
中小企業対策費	32,200,000	△	13,455,921		18,744,079
計	32,200,000	△	13,498,433		18,703,567
通 商 産 業 局	0	△	252,934	△	252,934
通商産業統計調査費	0	△	8,337	△	8,337

エネルギー対策費						
計						
鉱山保安監督官署						
通商産業省所管補正額合計		54,682,077	△	21,230,415	△	33,451,662
運輸省	運輸本省	18,000	△	2,075,589	△	2,057,589
	観光事業費	0	△	186,064	△	186,064
	鐵道整備基金助成費	6,922,447	△	45,986	△	6,876,511
	船員雇用促進対策事業費	0	△	7,652	△	7,652
	港湾等事業指導監督費	0	△	19,217	△	19,217
	海岸事業費	11,222,463		0		11,222,463
	海岸事業工事諸費	0	△	18,042	△	18,042
	空港整備事業費	83,341,775	△	638,977		82,702,798
	新幹線鐵道整備事業費	15,015,046	△	96,444		14,918,602
	港湾施設災害復旧事業費	7,176,989		0		7,176,989
	港湾施設災害復旧事業費	15,813,866		0		15,813,866
	港湾災害復旧事業工事諸費	16,454		0		16,454
	港湾施設災害復旧事業費	13,000		0		13,000
	計	149,539,990	△	3,082,921		146,457,069
運輸本省試験研究機関		0	△	196,507	△	196,507
運輸本省試験研究所		1,325,942	△	783		1,325,159
計		1,325,942	△	196,290		1,129,652
運輸本省教育機關	學校及訓練所	0	△	573,301	△	573,301
	地方運輸局	0	△	399,124	△	399,124
	地方建設航空局	0	△	85,107	△	85,107
	地方航海航空局	0	△	57,755	△	57,755
	地方労働委員会	0	△	10,384	△	10,384

[illegible]

官 報 (号 外)

職 業 振 興 対 策 事 業 費 計	△	7,396	△	7,396	△	7,396
労働本省委員会	△	7,737,239	△	7,737,239	△	7,737,239
中央労働保護官署	△	10,358	△	10,358	△	10,358
労働統計調査費	△	119,960	△	119,960	△	119,960
労働統計調査費	△	480,303	△	480,303	△	480,303
計	△	3,261	△	3,261	△	3,261
職業安定官署	△	483,564	△	483,564	△	483,564
職業安定官署補正額合計	△	856,754	△	856,754	△	856,754
職業安定官署補正額合計	△	9,207,875	△	9,207,875	△	9,207,875
建設省	△	56,849	△	487,236	△	430,417
官庁管理費	△	9,696,031	△	68,546	△	9,627,485
河川管理施設整備費	△	0	△	53,564	△	53,564
河川管理施設整備費	△	391,386	△	0	△	391,386
建設事業指導監督費	△	0	△	75,167	△	75,167
治水事業費	△	341,012,358	△	1,534,811	△	339,477,547
急傾斜地崩壊対策等事業費	△	16,094,540	△	0	△	16,094,540
海岸事業費	△	9,475,041	△	0	△	9,475,041
海岸事業費	△	100	△	50,812	△	50,712
道路整備等事業費	△	661,304,082	△	986,958	△	660,317,124
住宅建設等事業費	△	191,221,119	△	0	△	191,221,119
住宅対策費	△	143,259,904	△	381,516	△	142,878,388
都市計画事業費	△	465,048,868	△	0	△	465,048,868
河川等災害復旧事業費	△	157,082,606	△	0	△	157,082,606
河川等災害復旧事業費	△	600,486	△	18,666	△	581,820
都市災害復旧事業費	△	1,009,000	△	0	△	1,009,000
河川等災害復旧事業費	△	30,235,969	△	0	△	30,235,969
計	△	2,028,488,339	△	3,657,306	△	2,022,831,033

自 治 省	自 治 本 省	自 治 本 省			自 治 省 所 管 補 正 額 合 計
		自 治 本 省	地 方 交 付 稅 交 付 金	地 方 公 營 企 業 助 成 費	
國 土 地 理 院	國 土 地 理 院 施 設 費	0	△	408,536	△
	計	2,116,304	0	2,116,304	
	建設本省試驗研究所施設費	2,116,304	△	408,536	1,707,768
	計	0	△	104,166	△
地 方 建 設 局	建設本省試驗研究所施設費	1,424,885	△	0	1,424,885
	計	1,424,885	△	104,166	1,320,719
	地方建設局	0	△	36,597	△
	道路災害復旧事業工事諸費	123,004	△	0	123,004
建設省所管補正額合計	計	125	△	4,856	△
	地方建設局	123,129	△	41,453	81,676
	建設省所管補正額合計	2,080,152,657	△	4,211,461	2,025,941,196
自 治 省	自 治 本 省	0	△	131,363	△
	衆議院議員總選舉啓發推進費	0	△	581	△
	地方交付稅交付金	0	△	1,667,520,000	△
	地方交付元利助成費	0	△	143,355	△
消 防 庁	計	0	△	16,621	△
	消防施設等整備費	129,360	△	72,846	56,514
	消防研究費	0	△	1,107,808	△
	計	1,726,588	△	30,498	1,696,090
自 治 省 所 管 補 正 額 合 計	計	1,855,943	△	1,211,152	644,796
	自 治 省 所 管 補 正 額 合 計	1,855,943	△	1,669,023,072	△
歳 出 補 正 額 總 計		6,382,085,902	△	5,673,378,321	708,717,581

丙号 繰越明許費補正

所 管	組	機 構	事 項	所 管	組 織	事 項
総 理 府	総 務 庁	発 行 所	(項) 総 務 庁 施 設 費 うち (項) 北 海 道 開 発 施 設 費 (項) 沖 縄 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費 (項) 国 土 庁 防 災 施 設 整 備 費	厚 生 省	厚 生 本 省 試 験 研 究 機 関	(項) 厚 生 本 省 試 験 研 究 所 施 設 費 (項) 建 設 本 省 の うち (項) 建 設 本 省 の うち (項) 消 防 研 究 所 の うち (項) 消 防 施 設 整 備 費

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
裁 判 所	裁 判 所	裁 判 所 施 設 整 備 費	9,456,556	平 成 5 年 度	平 成 5 年 度 及 び 平 成 6 年 度	東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎及び浦和地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため 宇宙開発事業団における人工衛星の開発等の資金に充てるための国の出資については、その開発等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため 放射線医学総合研究所における重粒子線がん治療施設の建設には、多くの日数を要するものがあるため
総 理 府	科 学 技 術 庁	追 加 定 額	846,748	同	平 成 5 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		改 定 額	10,303,304	—	—	
		宇宙開発事業団出資	96,827,388	平 成 5 年 度	平 成 5 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内	
総 理 府	科 学 技 術 庁	追 加 定 額	11,346,896	同	同	放射線医学総合研究所における重粒子線がん治療施設の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		改 定 額	108,174,298	—	—	
		放射線医学総合研究所施設整備	1,671,350	平 成 5 年 度	平 成 5 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
総 理 府	科 学 技 術 庁	防 災 科 学 技 術 研 究 施 設 整 備	347,840	平 成 5 年 度	平 成 5 年 度 及 び 平 成 6 年 度	
		定 額	—	—	—	

法務省	法務本省	追加	785,060	同	同	防災科学技術研究所における広域深部観測施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	1,132,900	—	—	
法務省	法務本省	追加	100,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	国営沖縄記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	1,040,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
法務省	法務本省	追加	170,000	同	同	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	1,210,000	—	—	
法務省	法務本省	追加	8,680,588	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	富山法務総合庁舎は、8件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	840,284	同	平成5年度及び平成6年度	
大蔵省	大蔵本省	追加	9,530,817	—	—	公務員宿舍の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	11,094,232	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
大蔵省	大蔵本省	追加	4,920,807	同	同	放送大学学園における放送システム装置の整備の資金に充てられるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	16,015,089	—	—	
文部省	文部本省	追加	1,092,980	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	8,149,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
文部省	文部本省	追加	4,878,000	同	同	
		改定	14,027,000	—	—	

公立学校施設整備費負担		既定	追加	改定	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度
文 化 庁	国立科学博物館施設整備	38,522	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	国立科学博物館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国立科学博物館施設整備	2,085,059	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	国立科学博物館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国立西洋美術館施設整備	1,081,000	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	国立西洋美術館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	漁業調査船建造	6,176,271	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	漁業調査船3隻の建造には、多くの日数を要するため
農 林 水 産 省	船舶技術研究所施設整備	371,960	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	船舶技術研究所における構造材料寿命評価実験施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	海上保安庁	2,970,882	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	35メートル型巡視艇の代船建造には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	720,455	—	—	同	同	同	20メートル型巡視艇の代船建造には、多くの日数を要するため
建 設 省	小型巡視艇代船建造	1,989,210	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	
	公営住宅建設等事業費補助	284,128,882	—	—	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	平成5年度及び平成6年度	

追 加 改 定	17,642,000	同	平成 5 年度 及 び平成 6 年度	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
国 営 公 園 整 備 既 定	301,770,982	—	—	
追 加 改 定	10,980,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	国営備北丘陵公園はか 2 箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
追 加 改 定	430,000	同	平成 5 年度 及 び平成 6 年度	
公 園 事 業 費 補 助 既 定	11,390,000	—	—	
追 加 改 定	35,876,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 改 定	5,080,000	同	同	
追 加 改 定	40,956,000	—	—	
古 都 及 び 緑 地 保 全 事 業 費 補 助 既 定	2,624,000	平成 5 年度	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	古都及び緑地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	224,000	同	同	
追 加 改 定	2,348,000	—	—	
下 水 道 事 業 費 補 助 既 定	143,415,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 改 定	10,180,000	同	同	
追 加 改 定	153,605,000	—	—	

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号 平成五年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書 平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書 四〇

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、平成五年九月十六日に政府が決定した緊急経済対策を実施するための緊急経済対策関連経費及び低減等による水稲等の被害に対する被害対策を実施するための被害対策関連経費等の追加のほか、NTT事業償還時補助、国債整理基金特別会計への繰入等の追加を行う一方、定率繰入れ等の停止による国債費の減額、地方交付税交付金の減額及び既定経費の節減等を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、雑収入として、産業投資特別会計受入金の増加を見込み、あわせて公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成五年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入		
成立予算	七四、五四三、五三一百万円	
補正第2号		
追加	六、一八五、七三〇百万円	
修正減少	五、四七七、〇一三百万円	
差引	七〇八、七一一百万円	
計	七五、二五二、二四九百万円	
歳出		
成立予算	七四、五四三、五三一百万円	
補正第2号		
追加	六、三八二、〇九六百万円	
修正減少	五、六七三、三七八百万円	
差引	七〇八、七一一百万円	
計	七五、二五二、二四九百万円	
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)		
歳入		
1 租税及印紙収入	△ 五、四七七、〇〇〇百万円	
2 雑収入	二、五六九、七一一百万円	
3 公債金	三、六一六、〇〇〇百万円	
計	七〇八、七一一百万円	
歳出		
1 緊急経済対策関連経費	一、〇三三、五〇三百万円	

(1) 公共事業等の追加

ア 一般公共事業関係費

イ 施設費等

ウ 災害復旧等事業費

(2) 中小企業等特別対策費

(3) 産業投資特別会計へ繰入等

2 被害対策関連経費

3 義務的経費の追加

4 住宅・都市整備公団補給金等

5 その他の経費

6 NTT事業償還時補助

7 国債整理基金特別会計へ繰入

8 既定経費の節減

9 定率繰入れ等の停止による国債費の減額

10 地方交付税交付金の減額

計

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・自由国民会議の橋本征士郎君外二名提出及び日本共産党の松本善明君外一名提出の「平成五年度一般会計補正予算(第2号)、平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

平成五年十二月八日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 山口 鶴男

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)

右

国会に提出する。

平成五年十一月三十日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成5年度特別会計補正予算
予 算 總 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成5年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

交付税及び歳与税配付金	大蔵省及び 自治省所管	厚生省所管	文部省所管	農林水産省所管	運輸省所管	郵政省所管	労働省所管	建設省所管
登記	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
債整理基金	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
投資	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
学	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
校	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
院	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
金	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
備	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
業	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
事	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
業	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道
水	国産	国厚	国立	国営	港空	郵政	簡易	治道

第2条 国立病院特別会計において、「財政法」第14条の8の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成5年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正」予定計算書、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第5条 平成5年度特別会計予算総則第7条第1項に定める「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成5年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額「3,000,000,000千円」を「3,500,000,000千円」に改める。

第6条 平成5年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び歳与税配付金	「交付税及び歳与税配付金特別会計法」	交付税及び歳与税配付金 2,128,100,829千円 金勘定
交付税及び歳与税配付金	「交付税及び歳与税配付金特別会計法」	交付税及び歳与税配付金 3,795,620,829千円 金勘定
国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	91,400,000千円
国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	112,300,000千円
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	295,000,000千円
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	320,800,000千円
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	81,700,000千円
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	84,600,000千円
国立学校特別会計	91,400,000千円	0千円

報(号外)

2	国立学校特別会計	112,300,000千円	0千円
4	国有林野事業特別会計	295,000,000千円	0千円
4	国有林野事業特別会計	320,800,000千円	0千円
5	国営土地改良事業特別会計	81,700,000千円	0千円
5	国営土地改良事業特別会計	84,600,000千円	0千円
10	国民金融公庫	2,842,000,000千円	320,000,000千円
10	国民金融公庫	2,912,000,000千円	320,000,000千円
18	中小企業金融公庫	2,154,300,000千円	531,100,000千円
18	中小企業金融公庫	2,254,300,000千円	531,100,000千円
15	環境衛生金融公庫	353,800,000千円	0千円
15	環境衛生金融公庫	359,800,000千円	0千円
16	沖縄振興開発金融公庫	280,700,000千円	30,000,000千円
16	沖縄振興開発金融公庫	228,200,000千円	30,000,000千円
20	森林開発公社	20,600,000千円	0千円
20	森林開発公社	21,000,000千円	0千円
23	水資源開発公社	60,000,000千円	45,300,000千円
23	水資源開発公社	61,200,000千円	45,300,000千円
25	日本鉄道建設公社	75,600,000千円	25,000,000千円
25	日本鉄道建設公社	76,700,000千円	25,000,000千円
29	農用地整備公社	10,700,000千円	0千円
29	農用地整備公社	10,800,000千円	0千円
38	中小企業事業団	53,300,000千円	5,500,000千円
38	中小企業事業団	57,800,000千円	5,500,000千円
39	社会福祉・医療事業団	258,900,000千円	0千円
39	社会福祉・医療事業団	260,600,000千円	0千円
46	日本私学振興財団	30,100,000千円	20,100,000千円

46 日本私学振興財団	36,100,000千円	20,100,000千円
48 商工組合中央金庫	413,200,000千円	0千円

48 商工組合中央金庫	440,000,000千円	0千円
-------------	---------------	-----

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総務府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 勘定	入	一般会計より受入	0	△1,667,520,000	△1,667,520,000
			借入金	1,667,520,000	△1,667,520,000	0
			一般会計より受入	0	△1,667,520,000	△1,667,520,000
			借入金	1,667,520,000	△1,667,520,000	0
法 務 省	登記	出	一般会計より受入	0	△1,322,980	△1,322,980
			一般会計より受入	0	△1,322,980	△1,322,980
			一般会計より受入	0	△2,329,565	△2,329,565
			一般会計より受入	0	△13,108	△13,108
大 蔵 省	造幣局	入	一般会計より受入	0	△69,127,108	△69,127,108
			一般会計より受入	0	△69,127,108	△69,127,108
			一般会計より受入	0	△2,342,873	△2,342,873
			一般会計より受入	0	△2,342,873	△2,342,873

[illegible]

[illegible]

官報 (号外)

[illegible]

[illegible]

官報 (号外)

[illegible]

歳 出	歳 入	積立金より受入		歳 出	歳 入	歳 入 補 正 額		歳 出	歳 入	歳 入 補 正 額	
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額			歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額			歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額
農 業 再 保 険 費 国債整理基金特別会計へ繰入 予 備 費	396,359,154	25,878,139	△	268,630	0	396,090,524	25,878,139	394,887,679	0	394,887,679	0
		4,838,508	0	0	0	4,838,508	4,838,508	4,838,508	0	4,838,508	0
		0	△	3,800,000	△	3,800,000	3,800,000	3,800,000	△	3,800,000	△
		399,676,182	△	3,800,000	△	395,876,182	395,876,182	399,676,182	△	395,876,182	△
国 有 林 野 事 業 業 務 国 有 林 野 事 業 勘 定 入	0	△	22,361,922	△	22,361,922	△	22,361,922	△	22,361,922	△	22,361,922
		0	△	22,000,000	△	22,000,000	22,000,000	0	△	22,000,000	△
		0	△	361,922	△	361,922	361,922	0	△	361,922	△
		4,055,000	△	9,126	△	4,045,874	4,045,874	4,055,000	△	4,045,874	△
他 会 計 よ り 受 入 勘 定 よ り 受 入 借 入 金	0	4,055,000	△	9,126	△	4,045,874	4,045,874	4,055,000	△	4,045,874	△
		0	△	19,717	△	19,717	19,717	0	△	19,717	△
		0	△	19,717	△	19,717	19,717	0	△	19,717	△
		25,800,000	△	0	△	25,800,000	25,800,000	25,800,000	△	25,800,000	△
国 有 林 野 事 業 費	29,865,000	25,800,000	△	22,390,765	△	7,464,235	7,464,235	29,865,000	△	22,390,765	△
		7,855,000	△	390,765	△	7,464,235	7,464,235	7,855,000	△	390,765	△
		0	△	3,128	△	3,128	3,128	0	△	3,128	△
		76,285,731	△	33,893	△	76,251,838	76,251,838	76,285,731	△	33,893	△
他 会 計 よ り 受 入 地方公共団体工事費負担金収 入	0	0	△	3,128	△	3,128	3,128	0	△	3,128	△
		0	△	3,128	△	3,128	3,128	0	△	3,128	△
		0	△	3,128	△	3,128	3,128	0	△	3,128	△
		0	△	3,128	△	3,128	3,128	0	△	3,128	△

歳 入	歳 出	債 還 金 収 入		債 還 金 収 入		債 還 金 収 入		債 還 金 収 入	
		歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額
歳 入	歳 出	69,527,500		69,527,500	0	69,527,500		69,527,500	
		145,813,231	△	37,021	0	145,776,210		69,527,500	
		治 山 事 業 費		70,048,135	0	70,048,135		70,048,135	
		北 海 道 治 山 事 業 費		5,984,413	0	5,984,413		5,984,413	
		離 島 治 山 事 業 費		81,981	0	81,981		81,981	
		沖 縄 治 山 事 業 費		19,000	0	19,000		19,000	
		治 山 事 業 工 事 諸 費		152,182	△	37,021		115,171	
		産業投資特別会計へ繰入		69,527,500	0	69,527,500		69,527,500	
		歳 出 補 正 額		145,813,231	△	37,021		145,776,210	
歳 入	歳 出	15,389,885	△	350,807		15,039,078		15,039,078	
		15,389,885	△	350,807		15,039,078		15,039,078	
		2,900,000		0		2,900,000		2,900,000	
		借 入 金		2,900,000	0	2,900,000		2,900,000	
		土地改良事業費負担金等収入		0	△	3,905		3,905	
		土地改良事業費負担金収入		0	△	3,905		3,905	
		歳 入 補 正 額		18,289,885	△	354,712		17,935,173	
		土 地 改 良 事 業 費		10,477,762	0	10,477,762		10,477,762	
		北海道土地改良事業費		5,199,271	0	5,199,271		5,199,271	
歳 出	歳 出	2,616,450		0		2,616,450		2,616,450	
		農業用施設災害復旧事業費		2,413	△	427,990		425,577	
		土地改良事業工事諸費		67,297	0	67,297		67,297	
		国債整理基金特別会計へ繰入		18,363,163	△	427,990		17,935,173	
		歳 出 補 正 額							

運 輸 省	港 灣 整 備 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	他 勘 定 よ り 受 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	債 還 金 収 入	受 託 工 事 納 付 金 収 入	入 補 正 額	港 灣 事 業 費	北 海 道 港 灣 事 業 費	釧 路 港 灣 事 業 費	中 央 港 灣 事 業 費	港 灣 事 業 等 工 事 諸 費	産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	歳 出 補 正 額	他 会 計 よ り 受 入	港 灣 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	受 託 者 工 事 費 負 担 金 収 入
		119,875,204	119,875,204	0	3,975,500	109,737,964	238,588,668	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	18,568	109,737,964	238,588,668	0	0	0
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△
		712,959	712,959	67,680	357,206	85,748	1,223,573	1,223,573	0	0	0	1,223,573	1,223,573	18,401	18,401	30,630	30,630
		119,162,245	119,162,245	67,680	3,618,294	85,748	232,365,095	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	1,205,010	109,737,964	232,365,095	△	△	△
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△
		119,875,204	119,875,204	0	3,975,500	109,737,964	238,588,668	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	18,568	109,737,964	238,588,668	0	0	0
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△
		712,959	712,959	67,680	357,206	85,748	1,223,573	1,223,573	0	0	0	1,223,573	1,223,573	18,401	18,401	30,630	30,630
		119,162,245	119,162,245	67,680	3,618,294	85,748	232,365,095	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	1,205,010	109,737,964	232,365,095	△	△	△
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△
		119,875,204	119,875,204	0	3,975,500	109,737,964	238,588,668	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	18,568	109,737,964	238,588,668	0	0	0
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△
		712,959	712,959	67,680	357,206	85,748	1,223,573	1,223,573	0	0	0	1,223,573	1,223,573	18,401	18,401	30,630	30,630
		119,162,245	119,162,245	67,680	3,618,294	85,748	232,365,095	97,072,182	6,650,845	10,950,191	9,158,923	1,205,010	109,737,964	232,365,095	△	△	△
		△	△	△	△	△	△	0	0	0	0	△	0	△	△	△	△

歳入	歳入補正額	歳入	歳入補正額	歳入	歳入補正額	歳入	歳入補正額
受給者工事費負担金収入	0	△	30,630	△	30,630	△	30,630
工事諸費港湾整備勘定へ繰入	0	△	67,660	△	67,660	△	67,660
一般会計より受入	15,795,967	△	97,847	△	97,847	△	97,847
地方公共団体工事費負担金収入	49,500	△	16,555	△	16,555	△	16,555
地方公共団体工事費負担金収入	49,500	△	16,555	△	16,555	△	16,555
歳入	14,238,006	△	0	△	0	△	0
歳入	14,238,006	△	770	△	770	△	770
受託工事納付金収入	0	△	770	△	770	△	770
歳入	30,083,473	△	115,172	△	115,172	△	115,172
歳入	30,083,473	△	115,172	△	115,172	△	115,172
歳入	14,517,030	△	0	△	0	△	0
歳入	14,517,030	△	0	△	0	△	0
歳入	380,421	△	0	△	0	△	0
歳入	450,000	△	0	△	0	△	0
歳入	88,000	△	0	△	0	△	0
歳入	400,000	△	0	△	0	△	0
歳入	16	△	115,172	△	115,172	△	115,172
歳入	14,238,006	△	0	△	0	△	0
歳入	30,083,473	△	115,172	△	115,172	△	115,172
歳入	7,019,804	△	0	△	0	△	0
歳入	7,019,804	△	0	△	0	△	0

出	郵 便 貯 金 勘 定 出	簡 易 生 命 保 險 出	勞 働 災 害 保 險 勘 定 出	勞 働 省	雇 用 勘 定 入	雇 用 勘 定 出	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	局 合 其 他 施 設 費	7,019,804	0	7,019,804
									郵政事業特別会計へ繰入	7,019,804	0	7,019,804
									簡易保険福祉事業団出資金	7,298,998	0	7,298,998
									施設整備事業費	255,372	0	255,372
									労働福祉事業団出資	1,538,686	0	1,538,686
									労働福祉事業団出資	9,305,911	0	9,305,911
									歳 出 補 正 額	11,097,969	0	11,097,969
									雇用安定資金より受入	9,239,622	0	9,239,622
									施設整備事業費	9,239,622	0	9,239,622
									雇用安定等事業費	9,444,006	0	9,444,006
									雇用促進事業団出資	18,241,024	0	18,241,024
									予 備 費	11,054,592	0	11,054,592
									歳 出 補 正 額	0	△ 24,500,000	△ 24,500,000
									818,283,951	818,283,951	△ 986,958	817,296,998
									818,283,951	818,283,951	△ 986,958	817,296,998

官 報 (号 外)

歳 出	歳 入	地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入	
		歳 入	補 正 額	歳 出	補 正 額	歳 入	補 正 額
水 道 治 水 勘 定 入	歳 出	16,951,000	△	587,068		16,363,937	
		16,951,000	△	587,068		16,363,937	
		720,927,117		0		720,927,117	
		720,972,117		0		720,972,117	
		1,556,207,068	△	1,574,021		1,554,683,047	
		435,273,049	0			435,273,049	
		85,916,912	0			85,916,912	
		240,905,778	0			240,905,778	
		30,983,982	0			30,983,982	
水 道 治 水 勘 定 入	歳 出	12,255,796	0			12,255,796	
		29,885,179	0			29,885,179	
		4,255	△	1,565,659		1,561,404	
		0	△	8,362		8,362	
		720,972,117	0			720,972,117	
		1,556,207,068	△	1,574,021		1,554,683,047	
水 道 治 水 勘 定 入	歳 出	408,905,492	△	1,330,353		407,575,139	
		408,905,492	△	1,330,353		407,575,139	
		672	△	525,843		525,171	
		672	△	525,843		525,171	
		7,685,979	△	627,787		7,058,242	
		7,685,979	△	627,787		7,058,242	
		170,400	△	63,242		107,158	
		170,400	△	63,242		107,158	

歳 出	歳 入	償 還 金 収 入		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
		償 還 金 収 入	補 正 額				
特定多目的ダム建設工事 勘定 歳	入	377,964,753	0	377,964,753	0	377,964,753	0
		877,964,753	0	877,964,753	0	877,964,753	0
		794,727,296	△ 2,547,175	792,180,121	△ 2,547,175	792,180,121	△ 2,547,175
		河 川 事 業 費	179,096,303	0	179,096,303	0	179,096,303
		北 海 道 河 川 事 業 費	35,831,363	0	35,831,363	0	35,831,363
		河 川 総 合 開 発 事 業 費	90,739,368	0	90,739,368	0	90,739,368
		北 海 道 河 川 総 合 開 発 事 業 費	10,026,364	0	10,026,364	0	10,026,364
		水 資 源 開 発 公 団 交 付 金	16,374,063	0	16,374,063	0	16,374,063
		砂 防 事 業 費	78,687,002	0	78,687,002	0	78,687,002
		北 海 道 砂 防 事 業 費	2,960,340	0	2,960,340	0	2,960,340
		離 島 治 水 事 業 費	2,158,000	0	2,158,000	0	2,158,000
		沖 縄 治 水 事 業 費	5,434,673	0	5,434,673	0	5,434,673
		治 水 事 業 工 事 諸 費	604,467	△ 2,536,010	△ 1,930,543	△ 1,930,543	△ 1,930,543
		事 務 費	0	△ 12,165	△ 12,165	△ 12,165	△ 12,165
		産業投資特別会計へ繰入	377,964,753	0	377,964,753	0	377,964,753
特定多目的ダム建設工事 勘定 歳	入	794,727,296	△ 2,547,175	792,180,121	△ 2,547,175	792,180,121	△ 2,547,175
		他 会 計 よ り 受 入	3,741,435	△ 309,688	3,431,747	△ 309,688	3,431,747
		地方公共団体工事費負担金収	1,368,118	△ 98,806	1,269,307	△ 98,806	1,269,307
		地方公共団体工事費負担金収	1,368,118	△ 98,806	1,269,307	△ 98,806	1,269,307
		電気事業者等工事費負担金収	2,480,440	△ 117,349	2,363,091	△ 117,349	2,363,091
		電気事業者等工事費負担金収	2,480,440	△ 117,349	2,363,091	△ 117,349	2,363,091
		歳 入	7,589,888	△ 525,843	7,064,145	△ 525,843	7,064,145
		補 正 額	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843
		歳 入	7,589,888	△ 525,843	7,064,145	△ 525,843	7,064,145
		補 正 額	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843
		歳 入	7,589,888	△ 525,843	7,064,145	△ 525,843	7,064,145
		補 正 額	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843
		歳 入	7,589,888	△ 525,843	7,064,145	△ 525,843	7,064,145
		補 正 額	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843	△ 525,843
		歳 入	7,589,888	△ 525,843	7,064,145	△ 525,843	7,064,145

歳 出	多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入	歳 出 補 正 額	7,436,826 152,488 672 7,589,986	0 0 △ △	7,436,826 152,488 525,171 7,084,145
-----	---	-----------	--	------------------	--

丙号 繰越明許費補正

所 管 省	特 別 会 計	事 項	項 目
厚 生 省	国 立 病 院 勘 定	(項) 病 院 経 営 費のうち 庁費(医療設備整備費に 限る。)	

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 省	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担	事 由
労 働 省	労 働 保 険 勘 定	労働福祉事業団出資 既 定 追 加 定 改 定	27,474,782 3,580,626 31,035,408	平 成 5 年 度 同 —	平成5年度及 び平成6年度 同 —	労働福祉事業団における総合せき損センター施設及び労災病院施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
建 設 省	道 路 整 備	直轄道路新設及び改築事業 既 定 追 加 定 改 定	411,733,000 17,790,000 429,523,000	平 成 5 年 度 同 —	平成5年度以 降5箇年度以内 同 —	一般国道第161号坂本高架橋はか4箇所の改築工事並びに一般国道第1号はか20箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

直轄道路共同清事業	既 定	30,442,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 3 箇年度以内	一般国道兵庫 2 号共同清はか 2 箇所の共同清工事には、多くの日 数を要するものがあるため
	追 加	780,000	同	平成 5 年度 及 び平成 6 年度	
一般国道改修費補助	改 定	31,222,000	—	—	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	既 定	77,042,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
地方道改修費補助	追 加	2,442,500	同	同	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	改 定	79,484,500	—	—	
直轄道路交通安全施 設等整備事業	既 定	62,965,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	追 加	2,780,000	同	同	
交通安全施設等整備 事業費補助	改 定	65,745,000	—	—	一般国道長野 153 号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取 得には、多くの日数を要するため
	追 加	188,000	同	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	
交通安全施設等整備 事業費補助	既 定	17,997,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
	追 加	18,196,000	—	—	
交通安全施設等整備 事業費補助	既 定	6,718,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
	追 加	—	—	—	

官 報 (号 外)

追 加 定	51,000	平成 5 年度	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	6,769,000	—	—	
北海道直轄道路改築 事業	1,600,000	平成 5 年度	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	一般国道 5 号は、2 箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
北海道地方道改修費 補助	8,623,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
既 定	198,000	同	同	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 定	8,821,000	—	—	
土地区画整理事業費 補助	16,529,000	平成 5 年度	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	
既 定	1,008,000	同	同	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 定	17,537,000	—	—	
街路事業費補助	59,643,500	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
既 定	2,942,000	同	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 定	62,585,500	—	—	
北海道街路事業費補助	4,045,000	平成 5 年度	平成 5 年度 以 降 5 箇年度以内	
既 定	80,000	同	平成 6 年度 以 降 4 箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加 定	4,125,000	—	—	

治 水 勘 定	沖繩直轄道路新設事業	300,000	平成 5 年度	平成 6 年度以 降 4 箇年度以内	一般国道 508 号の新設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
	直轄河川改修事業	145,126,000	平成 5 年度	平成 5 年度以 降 5 箇年度以内	北上川はか14河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
	追加	4,280,000	同	平成 6 年度以 降 4 箇年度以内	
	改定	149,416,000	—	—	
	直轄河川環境整備事業	3,977,000	平成 5 年度	平成 5 年度以 降 5 箇年度以内	江戸川はか1河川の浄化事業には、多くの日数を要するものがあるため
	追加	1,180,000	同	平成 5 年度及 び平成 6 年度	
	改定	5,167,000	—	—	
	河川改修費補助	20,308,157	平成 5 年度	平成 5 年度以 降 5 箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	追加	1,156,000	同	平成 6 年度以 降 4 箇年度以内	
	改定	21,464,157	—	—	
都市河川改修費補助	既 定	40,408,200	平成 5 年度	平成 5 年度以 降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	追加	2,776,500	同	同	
	改定	43,184,700	—	—	
	追加	—	—	—	

直轄砂防事業	既 定	追 加	改 定	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内 平成6年度以降4箇年度以内	備仙・普賢岳の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため 吉井川・吉田ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
特定多目的ダム建設工事勘定						
多目的ダム建設事業						
改 定			97,608,000	—	—	
追 加			9,980,000	同	—	
既 定			8,649,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
吉井川・吉田ダム建設工事			856,000	同	平成6年度及び平成7年度	
改 定			9,505,000	—	—	

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等三十一特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計等三特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	四八、八五四、一一五	四五、八五四、一一五
補正第2号		
追加	三、六〇二、九四四	三、一六三、四九五
修正減少	△四、二八二、三五八	△四、三四二、九〇八
差引	△六七九、四一四	△一、一七九、四一四
計	四八、一七四、七〇一	四四、六七四、七〇一

2 産業投資特別会計

(1) 産業投資勘定

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	七五、五二〇	七五、五二〇
補正第2号		
追加	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
修正減少	〇	△六
差引	一一、〇〇〇	一一、九九四
計	八七、五二〇	八七、五二五

(2) 社会資本整備勘定

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	二八二、九二八	二八二、九二八
補正第2号		
追加	二、四八三、八三六	二、四八三、八三六
修正減少	〇	△四
差引	二、四八三、八三六	二、四八三、八三二
計	二、七六六、七六四	二、七六六、七六〇

3 国立学校特別会計

成立予算	歳入(百万円)	二、五六八、二六三	歳出(百万円)	二、五六八、二六三
修正第2号				
追加	一一二、七四六		一一二、七四六	
修正減少	二五、八三三		二五、八三三	
差引	八六、九一三		八六、九一三	
計	二、六五五、一七七		二、六五五、一七七	

4 国立病院特別会計

(1) 病院勘定	歳入(百万円)	五九五、九五八	歳出(百万円)	五九五、九五八
成立予算				
補正第2号				
追加	五、七二三		五、七二三	
修正減少	二、八四三		二、八四三	
差引	二、八八〇		二、八八〇	
計	五九八、八三八		五九八、八三八	

5 農業共済再保険特別会計

農業勘定	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	五二、一八五	五二、一八五
修正第2号		
追加	三九六、三五九	三九六、六七六
修正減少	二六九	三、八〇〇
差引	三九六、〇九一	三九五、八七六
計	四四八、二七六	四四八、〇六一

6 国有林野事業特別会計

(1) 国有林野事業勘定	歳入(百万円)	六二一、八二三	歳出(百万円)	六二一、八二三
成立予算				
修正第2号				
追加				
修正減少				
差引				
計	六二一、八二三		六二一、八二三	

補正第2号

追加	二九、八五五		七、八五五
修正減少	二二、三九一		七、三九一
差引	七、四六四		七、四六四
計	六二九、二八八		六二九、二八八
(2) 治山勘定			
成立予算	二二九、三〇六		二二九、三〇六
修正第2号			
追加	一四五、八一三		一四五、八一三
修正減少	三七		三七
差引	一四五、七七六		一四五、七七六
計	三六五、〇八二		三六五、〇八二

7 港湾整備特別会計

(1) 港湾整備勘定	歳入(百万円)	五二八、五三〇	歳出(百万円)	五二八、五三〇
成立予算				
補正第2号				
追加	二二三、五八九		二二三、五八九	
修正減少	一、二二四		一、二二四	
差引	二二三、三六五		二二三、三六五	
計	七六〇、八九五		七六〇、八九五	

(2) 特定港湾施設工事勘定				
----------------	--	--	--	--

8 道路整備特別会計

成立予算	歳入(百万円)	四、二一六、四八三	歳出(百万円)	四、二一六、四八三
補正第2号				
追加	一、五五六、二〇七		一、五五六、二〇七	
修正減少	△ 一、五七四		△ 一、五七四	
差引	一、五五四、六三三		一、五五四、六三三	
計	五、七七二、一一六		五、七七二、一一六	

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号 平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

六二

9 治水特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 治水勘定

成立予算

一、四六七、五一三

補正第2号

七九四、七二七

二、五四七

追加

七九二、一八〇

二、五四七

修正減少

二、五四七

七九二、一八〇

差引

二、五四七

七九二、一八〇

計

二、五四七

七九二、一八〇

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定

成立予算

二九九、八六四

二九九、八六四

補正第2号

七、五九〇

七、五九〇

追加

五二六

五二六

修正減少

七、〇六四

七、〇六四

差引

三〇六、九二八

三〇六、九二八

計

三〇六、九二八

三〇六、九二八

以上のほかに、交付税及び譲与税配付金特別会計、登記特別会計、造幣局特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国民年金特別会計、国営土地改良事業特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計及び労働保険特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、公共事業等について国庫債務負担行為の追加を行うのは、労働保険特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・自由国民会議の橋本征士郎君外二名提出及び日本共産党の松本善明君外一名提出の「平成五年度一般会計補正予算(第2号)、平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

平成五年十二月八日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 山口 鶴男

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右
国会に提出する。

平成五年十一月三十日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成五年度政府関係機関補正予算

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成五年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条 平成五年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

国民金融公庫	借入	金	3,171,600,000千円
国民金融公庫	借入	金	3,241,600,000千円
国民金融公庫	借入	金	2,462,500,000千円
国民金融公庫	借入	金	272,900,000
国民金融公庫	借入	金	2,562,500,000千円
国民金融公庫	借入	金	272,900,000
国民金融公庫	借入	金	358,800,000千円
国民金融公庫	借入	金	358,800,000千円
国民金融公庫	借入	金	261,520,000千円
国民金融公庫	借入	金	2,800,000

を	
沖振振興開発金融公庫	政府からの借入金 政府以外の者からの借入金
	284,020,000 千円 2,800,000

に改める。

第3条 平成5年度政府関係機関予算総則第3条に定める「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により平成5年度において国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額「81,700,000千円」を「38,500,000千円」に改める。

第4条 平成5年度政府関係機関予算総則第5条の各公庫の保険契約等の限度額の表中

甲号 収入支出予算補正

を	
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 「機械類信用保険法」第7条
	保険面額の総額 19,200,000,000 千円 貸付金の総額 495,400,000 保険面額の総額 2,520,000,000

に改める。

中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 「機械類信用保険法」第7条
	保険面額の総額 19,460,000,000 千円 貸付金の総額 521,800,000 保険面額の総額 2,520,000,000

に改める。

政府関係機関	数	項	補正		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
国民金融公庫収入	事業収益金収入	事業収益金収入	0	△ 25,148,317	△ 25,148,317
		一般会計より受入	5,920,000	△ 25,148,317	△ 25,148,317
		運入	5,920,000	△ 1,508,151	4,411,849
		雑収入	0	△ 1,049,400	△ 1,049,400
支出	事業損失金	事業損失金	0	△ 458,751	△ 458,751
		雑収入	5,920,000	△ 26,656,468	△ 20,736,468
		事業損失金	0	△ 31,695,336	△ 31,695,336
		一般会計より受入	0	△ 11,949,350	△ 11,949,350
中小企業金融公庫収入	事業収益金収入	事業収益金収入	0	△ 11,949,350	△ 11,949,350
		一般会計より受入	0	△ 111,390	△ 111,390
		雑収入	0	△ 10,611	△ 10,611
		電源開発促進対策特別会計より受入	0	△ 3,675	△ 3,675

官報 (号外)

[illegible]

支 出	事 業 金 入	雑 収 入 補 正 額 金	事 業 金 入	雑 収 入 補 正 額 金	事 業 金 入	雑 収 入 補 正 額 金
沖繩振興開発金融公庫						
収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
0	0	0	0	0	0	0
17,686	17,686	17,686	17,686	17,686	17,686	17,686
14,286	14,286	14,286	14,286	14,286	14,286	14,286
3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340
0	0	0	0	0	0	0
1,396,337	1,396,337	1,396,337	1,396,337	1,396,337	1,396,337	1,396,337
5,877	5,877	5,877	5,877	5,877	5,877	5,877
1,965	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965
1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
1,402,214	1,402,214	1,402,214	1,402,214	1,402,214	1,402,214	1,402,214
5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968
1,384,578	1,384,578	1,384,578	1,384,578	1,384,578	1,384,578	1,384,578
5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968	5,583,968

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫等五政府関係機関について所要の補正措置を講ずるものである。
政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

成立予算	補正第2号	追加	修正減少	差引	計
収入(百万円)	五、九二〇	二六、六五六	二〇、七三六	五二、二二一	
支出(百万円)	五七、七六四	三、六九五	三、六九五	五四、〇六九	
計	〇				

2 中小企業金融公庫

成立予算	補正第2号	追加	修正減少	差引	計
収入(百万円)	五三七、七九六	〇	一一、〇六一	一一、〇六一	
支出(百万円)	五五八、〇八七	七、二四四	七、二四四	五五八、〇八七	
計	〇				

3 中小企業信用保険公庫

成立予算	補正第2号	追加	修正減少	差引	計
収入(百万円)	二四九、四一四	四、二二八		二五三、六四二	
支出(百万円)	二七九、〇〇三	三、一六一		二八二、一六四	
計	〇				

の充実を図るべきである。

二 予算組替えの重点事項

1 公共事業費等の追加

(国費) 一三、〇〇〇億円

(1) 一般公共事業関係費の追加

(国費) 一〇、〇〇〇億円

住宅、上・下水道、農業集落排水、廃棄物
処理施設、生活圏内道路等の生活環境整備
関連事業を中心に事業費を追加すること。

(2) 施設費等の追加

(国費) 三、〇〇〇億円

教育、病院、社会福祉施設、研究開発施
設等を中心に施設費を追加すること。

2 中小企業等特別対策費の追加

九、三〇〇億円

(1) 中小企業運転資金支援特別貸付制度及び
緊急経営支援貸付制度を拡充するため、中
小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生
金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企
業信用保険公庫に対する出資の追加

八〇〇億円

(2) 中小公庫及び国民公庫等において、六・
八%以上の金利の既往貸付残高について、
一%の金利減免を実施するため、中小企業
金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公
庫、沖縄振興開発金融公庫に対する出資の
追加

八、五〇〇億円

三 歳入

前記載出に要する経費は公債金によって措置
する。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成五年十二月一日

提出者

交通安全対策特別委員長 山田 英介

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。

第一条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改め、「円滑化」の下に「並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止」を加え、「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。

第三条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。

第五条の見出し中「自転車駐車対策」を「自転車等の駐車対策」に改め、同条第一項中「自転車利用」を「自転車等の利用」に、「自転車」を「自転車等」に改める。

平成五年十二月八日 衆議院会議録第十二号 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

等の下に改め、「地域」の下に「又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域」を加え、「供される自転車駐車場」を「供される自転車等駐車場」に改め、同項後段及びただし書を削り、同条第五項中「自転車の整理」を「自転車等の整理」に、「相当の期間にわたり放置された自転車」を「放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれていた自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び近隣商業地域の著しい地域」に、「自転車」を「自転車等」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「自転車の」を「自転車等の」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

第十二条第一項から第三項までの規定中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第四項中「民営自転車駐車場事業」を「民営自転車等駐車場事業」に改め、同条第五項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条の見出し中「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改め、同条第二項中「自転車」を「自転車等」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第三項中「防犯登録を受けるように努めるものとする」を「国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とする。

第七条中「自転車」を「自転車等」に改め、同条を第十条とする。

第六条の見出し中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第一項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等」に改め、同条第二項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があるとき認められる場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
 - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置
- その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることが

できる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

理 由

最近の駅前広場等における自転車及び原動機付自転車の放置の実情等にかんがみ、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村におけ

る総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置等の措置を講ずるとともに、撤去に係る自転車等の保管、処分等に関する規定を整備し、あわせて自転車について防犯登録を義務付けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成五年十一月三十日

内閣総理大臣 細川 護熙

地方交付税法等の一部を改正する法律(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「二兆千二百八十一億八千九百九十九円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九円」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「二兆千二百八十一億八千九百九十九円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成六年度	千九百七十九億円
平成七年度	三千九百十二億円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百七十九億円
平成十年度	五千四百四億円
平成十一年度	五千五百七十九億円
平成十二年度	六千九十八億三千八百万円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今回の補正予算による平成五年度の地方交付税減額分を補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一兆六千六百七十五億二千万円増額しようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等にかんがみ、交付税及び譲

与税配付金特別会計における借入金を増額しようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入において、借入金の追加額として一兆六千六百七十五億二千万円が計上されている。
右報告する。

平成五年十二月八日

地方行政委員長 栗屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
右
国会に提出する。

平成五年十一月三十日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律
平成五年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、同年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成五年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わないこととする特例を設けようとするものである。

二 議案の可決理由

平成五年度における財政事情等にかんがみ、同年度の国債費定率繰入れ等を暫定的に停止することは、当面の財政運営のためやむを得ない措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成五年度一般会計補正予算(第2号)の歳出において、国債費の補正額のうち、定率繰入れ等の停止による修正減少額として三兆四百八十七億二千八百三十四万三千円を計上している。
右報告する。

平成五年十二月八日

大蔵委員長 宮地 正介

衆議院議長 土井たか子殿

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案
右
国会に提出する。

平成五年十一月三十日

内閣総理大臣 細川 護熙

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律
(趣旨)
第一条 この法律は、平成五年度において低温等

平成五年十二月八日 衆議院會議録第十二号

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律
案及び同報告書

七〇

による水稲等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金(以下「平成五年度再保険金」という。)の支払財源の不足に充てるため農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。)第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金(以下「平成五年度借入金」という。)に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることが出来る。

(一般会計からの繰入れ)

第三条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金(以下「借入金」という。)の利子の利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

- 一 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金
 - 二 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済

再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 政府は、平成五年度産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

第五条 政府は、第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、第三条第二項及

び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定める必要があるとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 借入金

平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため平成五年度において借り入れた借入金に係る債務を弁済するため必要があるときは、農業共済再保険特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることが出来ることとする。

2 一般会計からの繰入れ

(一) 平成五年度借入金及び1による借入金等の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

(二) 再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五年度借入金又は1による借入金の償還金の財源に充てるた

め、予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとする。

3 食糧管理特別会計からの繰入れ

平成五年度産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益に相当する金額を、平成五年度借入金又は1による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとする。

4 剰余金の処理

2(二)及び3による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、これらの繰入金金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額を控除した金額を、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れることとする。

5 農業勘定における積立金の歳入への繰入れ

平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れ

ることができることとする。

二 議案の可決理由

平成五年度において低温等による水稻等の被害が甚大であったことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定めることは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成五年度の一般会計補正予算(第2号)及び特別会計補正予算(特第2号)において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金四十八億三千八百五十万三千円を計上するとともに、同勘定の積立金二百五十八億七千八百十三万九千円を同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

右報告する。

平成五年十二月八日

大蔵委員長 宮地 正介

衆議院議長 土井たか子殿

昨七日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第十一号

平成五年十二月七日(火曜日)

午後二時開議

第一 自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

第一 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号	大蔵省印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本号一部 三〇九円	(配税 送料 九円を含む) 別